

各地区連合町内会長 様

横浜市栄区選挙管理委員会  
委員長 大石 健 司**第27回参議院議員通常選挙及び令和7年横浜市長選挙における  
投票管理者及び投票立会人の推薦等について（依頼）**

惜春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年10月の衆議院議員総選挙では、大変急な選挙にもかかわらず、皆様の多大なる御協力により適正に執行することができましたことをあらためてお礼申し上げます。

さて、本年は7月から8月にかけて、参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙の執行が予定されております。参議院選挙は、国会の会期延長がない限りは7月20日が想定され、市長選挙は8月3日と決定しました。夏の暑さの中、短期間で2つの選挙となりますが、公正かつ円滑な選挙執行のため、自治会町内会の皆様におかれましても、ご理解・ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

つきましては、誠に恐れ入りますが、投票所における投票管理者及び投票立会人として従事していただく方々の御推薦をお願いいたします。

**1 選挙の日程**

選挙の種類	参議院議員通常選挙（想定） （選挙区及び比例代表）	横浜市長選挙
公示・告示日	令和7年7月3日（木）	令和7年7月20日（日）
投開票日	令和7年7月20日（日）	令和7年8月3日（日）

**2 依頼人数**

各選挙、各投票所とも、**投票管理者1名及び投票立会人2名**

**3 推薦期限等**

同封の内申書※に必要事項を御記入の上、**令和7年5月19日（月）までに**、栄区選挙管理委員会あて御返送くださいますようお願い申し上げます。

※参議院通常選挙は白色、横浜市長選挙は水色の内申書にそれぞれご記入願います。

**4 推薦に際し、特にお願いする点**

- (1) 投票管理者・立会人は、選挙権を有することが必要です。
- (2) **投票管理者・立会人は、在職中に選挙運動をすることができません。**特定の政党や候補者に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けていただきますようお願いいたします。

裏面あり

## 5 今後のスケジュール（参考）

日付	内容
5月19日(月)	投票管理者・立会人推薦にかかる内申書 返送期限
上記「内申書の返送」以降	《投票管理者あて》 ・投票管理者選任通知の送付 ・ <b>投票事務従事者</b> の推薦依頼 (投票所ごとの推薦人数は、添付資料(1)に記載)
6月20日(金)	<b>投票事務従事者推薦期限</b>
7月1日(火)	投票管理者・事務主任(区役所の各投票所担当職員) 打合せ会 <b>※参議院議員通常選挙、横浜市長選挙の打合せ会を同時に実施する予定です。</b>

## 6 今回の選挙からの変更点

### (1) 投票所従事者基準の見直し

投票所従事者基準の見直しにより、有権者数5,000人未満の投票所における従事者の配置数(推薦人数)が現行から1名減となります。投票所ごとの依頼人数については、添付資料(1)のとおりです。

### (2) 投票管理者・投票立会人報酬の改定

選挙執行経費基準法の改正(国会審議中)に伴い、本市の投票管理者・投票立会人報酬の単価について、1,500円程度の増額予定となっています。現行の金額等については、添付資料(3)もあわせて御確認ください。

## 7 添付資料

- (1) 投票区(投票所)別推薦依頼人数一覧表
- (2) 投票管理者・投票立会人内申書(※こちらに記入の上、御返送ください。)
- (3) 投票管理者・投票立会人・投票事務従事者の推薦にあたりお願いする点
- (4) 投票所設置場所一覧表
- (5) 公職選挙法(抜粋)

## 8 その他

栄区は、横浜市内でも高い投票率を維持しております。(R3市長選 52.22%・市内1位、R3衆院選 60.19%・市内2位、R4参院選 58.52%・市内2位、R5統一選 45.58%・市内1位、R6衆院選 57.83%・市内3位)

今回の選挙においても、選挙PRポスターの掲出等、啓発活動への御協力についてもあわせてお願い申し上げます。選挙PRポスターは、掲示板の数に合わせた枚数を各自治会・町内会長様あて別途送付させていただきます。

担当 栄区選挙管理委員会事務室 岸、矢井田  
電話 894-8315  
Eメール sa-toukei@city.yokohama.lg.jp

## 投票区(投票所)別 推薦依頼人数一覧表

投票区	投票所施設名	投票管理者数	投票立会人数	町内会・自治会名	地区連合町内会名	【参考】 投票事務従事者数 (参議院)	【参考】 投票事務従事者数 (市長選)
1	千秀センター	1	2	・金井町内会 ・田谷町内会	豊田連合町内会自治会	6	5
2	長尾台町内会館	1	2	・長尾台町内会 ・田谷町内会	豊田連合町内会自治会	6	5
3	飯島小学校	1	2	・飯島団地自治会 ・飯島ひかりが丘自治会 ・飯島町内会 ・エコヒルズ横浜自治会 ・ワンダースケープ自治会	豊田連合町内会自治会	7	6
4	長沼町内会館	1	2	・長沼町内会 ・コープ野村戸塚長沼自治会 ・かいがら坂ハイツ自治会	豊田連合町内会自治会	6	5
5	小菅ヶ谷小学校	1	1	・百合ヶ丘自治会 ・富士見台自治会 ・飯島町内会 ・本郷台自治会 ・栄リベラヒルズ自治会 ・みどり野ハイツ自治会	豊田連合町内会自治会	7	6
		0	1	・小菅ヶ谷西谷戸町内会	小菅ヶ谷連合町内会自治会		
6	本郷台小学校	1	1	・本郷台自治会	豊田連合町内会自治会	6	5
		0	1	・小菅ヶ谷第一町内会 ・小菅ヶ谷西谷戸町内会 ・小菅ヶ谷町内会	小菅ヶ谷連合町内会自治会		
7	飯島町内会館	1	2	・飯島町内会 ・芙蓉台自治会 ・ニューシティ本郷台パークヒルズ自治会	豊田連合町内会自治会	6	5
8	西本郷小学校	1	2	・大船富士見台自治会 ・小菅ヶ谷睦会町内会 ・春日町町内会 ・小菅ヶ谷五月会 ・小菅ヶ谷町内会	小菅ヶ谷連合町内会自治会	6	5
9	笠間小学校	1	2	・大船パークタウン自治会 ・第2大船パークタウン自治会 ・第3大船パークタウン自治会 ・笠間田立町内会	笠間連合町内会自治会	6	5
10	笠間通り町町内会 笠間会館	1	2	・笠間宮上町内会 ・笠間上町町内会 ・松ヶ丘町内会 ・笠間山王町内会 ・笠間通り町町内会 ・ライブタウン大船自治会	笠間連合町内会自治会	6	5
11	栄区役所新館	1	2	・コープ野村湘南本郷台自治会 ・コープ野村本郷台自治会 ・桂公田町会	本郷中央連合町内会自治会	6	5
		0	0	・市営小菅ヶ谷第二住宅自治会	小菅ヶ谷連合町内会自治会		
12	さかえ福祉活動ホーム	1	2	・朝日平和台自治会 ・桂公田町会	本郷中央連合町内会自治会	6	5
13	公田小学校	1	2	・稚郷台町内会 ・桂公田町会 ・公田ハイツ自治会 ・湘南ハイツ自治会 ・グリーンテラス本郷台自治会	本郷中央連合町内会自治会	6	5
14	柏陽高等学校	1	1	・市営本郷台住宅自治会 ・本郷台駅前市街地住宅自治会 ・市営小菅ヶ谷住宅自治会	小菅ヶ谷連合町内会自治会	6	5
		0	1	・中野町内会	本郷第三連合町内会		

### 投票区(投票所)別 推薦依頼人数一覧表

投票区	投票所施設名	投票管理者数	投票立会人数	町内会・自治会名	地区連合町内会名	【参考】 投票事務従事者数 (参議院)	【参考】 投票事務従事者数 (市長選)
15	小山台小学校	1	2	・小山台町内会 ・本郷中央自治会 ・東武本郷台自治会	小菅ヶ谷連合町内会自治会	6	5
		0	0	・鍛冶ヶ谷町内会	本郷第三連合町内会		
16	本郷小学校	1	2	・鍛冶ヶ谷町内会 ・中野町内会 ・本郷富士見ヶ丘自治会	本郷第三連合町内会	7	6
		0	0	・湘南桂台自治会	本郷中央連合町内会自治会		
		0	0	・上郷町内会	上郷東連合町会		
17	公田団地集会所	1	2	・公田町団地自治会 ・桂公田町会	本郷中央連合町内会自治会	6	5
18	桂台中学校(調整中)	1	2	・桂台自治会 ・桂台団地自治会 ・湘南桂台自治会	本郷中央連合町内会自治会	7	6
19	上郷中学校	1	2	・犬山町会 ・上之町内会	上郷西連合町会	6	5
20	上郷小学校	1	1	・亀井町自治会 ・尾月自治会 ・犬山町会	上郷西連合町会	6	5
		0	0	・上郷町内会	上郷東連合町会		
		0	1	・フローラ桂台自治会 ・湘南桂台自治会	本郷中央連合町内会自治会		
21	桜井小学校	1	1	・若竹町内会 ・若竹山手町会 ・港南台プリンスハイツ自治会 ・ラーバン港南台自治会	本郷第三連合町内会	6	5
		0	1	・上郷町内会	上郷東連合町会		
22	中野幼稚園	1	2	・元大橋町内会 ・鍛冶ヶ谷町内会 ・ローレルスクエア港南台自治会	本郷第三連合町内会	6	5
23	庄戸小学校	1	2	・東上郷青葉ヶ丘自治会 ・庄戸一丁目～庄戸五丁目町会	上郷東連合町会	6	5
24	みどりが丘会館	1	2	・上郷町内会 ・みどりが丘自治会 ・上郷台共同住宅自治会	上郷東連合町会	6	5
25	埋蔵文化財センター	0	1	・上郷西ヶ谷団地自治会 ・上郷西ヶ谷ハイツ自治会 ・港南台コートハウス自治会	上郷西連合町会	6	5
		1	1	・上郷町内会 ・上郷ネオボリス自治会 ・長倉町自治会	上郷東連合町会		
26	本郷特別支援学校	1	1	・小菅ヶ谷第一町内会	小菅ヶ谷連合町内会自治会	6	5
		0	1	・鍛冶ヶ谷町内会	本郷第三連合町内会		
27	かさまゆうわ館	1	2	・笠間町内会 ・笠間西南町内会 ・笠間福住町内会 ・笠間余曾根町内会 ・笠間中央町内会	笠間連合町内会自治会	6	5
28	ガーデンアソシエ クラブアリーナ	1	2	・ガーデンアソシエ自治会	笠間連合町内会自治会	6	5

## 第27回参議院議員通常選挙

なるべく1日通しで従事いただける方をお願いいたします。

投票管理者・投票立会人 内申書

〇〇連合町内会自治会

投票区	投票管理者		投票立会人			
			住所	ふりがな 氏名	電話番号	備考
1 〇〇投票所	住所					
	ふりがな 氏名					
	電話番号					
2 〇〇投票所	住所					
	ふりがな 氏名					
	電話番号					
3 〇〇投票所	住所					
	ふりがな 氏名					
	電話番号					

\* 取得した個人情報は、本選挙時に係る事務でのみ利用し、これ以外の目的で利用しません。

# 令和7年横浜市長選挙

なるべく1日通しで従事いただける方をお願いいたします。

投票管理者・投票立会人 内申書

〇〇連合町内会自治会

投票区	投票管理者		投票立会人			
			住所	ふりがな 氏名	電話番号	備考
1 〇〇投票所	住所					
	ふりがな 氏名					
	電話番号					
2 〇〇投票所	住所					
	ふりがな 氏名					
	電話番号					
3 〇〇投票所	住所					
	ふりがな 氏名					
	電話番号					

\* 取得した個人情報は、本選挙時に係る事務でのみ利用し、これ以外の目的で利用しません。

## 投票管理者・投票立会人・投票事務従事者の推薦にあたりお願いする点

栄区選挙管理委員会事務室

### 1 共通事項

- (1) 従事場所(予定)  
別紙『投票所設置場所一覧表』のとおり
- (2) 服装  
特に決まりはありませんが、選挙人に不快と思われない服装でお願いします。  
(スーツやネクタイの必要はありません。)

### 2 投票管理者

- (1) 要件
  - ア 選挙権を有することが必要です。
  - イ 投票管理者は**在職中に選挙運動をすることができません**ので、特定の政党や候補者に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けてください。
  - ウ 制度上投票当日の途中交代は可能ですが、**投票日1日を通して従事**できる方を推薦してください。

#### (2) 職務・従事時間など

- ア 投票事務従事者の推薦  
**投票事務従事者の推薦**をお願いします。(投票所ごとの推薦人数は、**別紙『投票区(投票所)別推薦依頼人数一覧表』に記載**)  
詳細は、区選挙管理委員会から選任通知とともに送付します。
- イ 区選挙管理委員会主催の「**投票管理者・事務主任打合せ会**」への出席  
打合せ会は約2時間程度です。詳細は後日文書でお知らせします。
- ウ 投票日**前日の投票所設営**  
設営時間は基本的に**午後1時～午後3時の2時間程度**です。詳細は投票所担当の区職員にご相談ください。
- エ 投票日当日の投票事務  
午前6時に投票所に集合し、午前7時から午後8時まで投票事務に従事した後、区職員とともに開票所へ投票箱等の引継を行い、**午後9時前後に解散**となります。(休憩あり)

※ 原則として**投票所から離れられない**ことを御承知おきください。

#### (3) 投票所での職務

投票管理者は、投票事務の最高責任者として、投票立会人の立会いのもとに投票事務従事者(区職員・投票管理者推薦者)とともに、選挙人に投票所において正しい投票を行わせるようにすることがその役目です。また、① 投票事務が適正かつ迅速に処理されているか、② 投票の秘密が守られているか、③ 投票所内の秩序が十分保たれているか

等について常に注意していただく必要があります。

#### <主な職務>

- ・投票に関する書類や物品を選挙管理委員会から受領すること
- ・投票立会人が2人に達しない場合に補充選任すること
- ・投票所内の設備等が完全であることを点検すること
- ・投票所を開くこと
- ・選挙人名簿と対照し、選挙人が本人であるかどうか確認すること
- ・投票用紙の交付の適正を図ること
- ・投票所の秩序を保持すること
- ・投票の状況を選挙管理委員会に報告すること
- ・投票を拒否するかどうか、仮投票を許すかどうかについて決定すること
- ・点字投票の申し立てを受けること
- ・代理投票の申請を受け、その許否を決定すること
- ・投票所を閉じること
- ・投票箱を閉じること
- ・投票録をつくること
- ・投票箱、投票録等を開票管理者に送ること
- ・投票に関する書類や物品(開票管理者に送致したものを除く)を選挙管理委員会に引き継ぐこと

#### (4) 報酬(令和6年衆議院議員総選挙実績)

26,000円(1日あたり、13,000円 ※約1,500円増額見込み)

#### (5) 投票日当日にお持ちいただく物

ア 朱肉で押す印鑑

イ 弁当代1,930円(弁当の希望有無は後日投票所担当の区職員が伺います。)

### **3 投票立会人**

#### (1) 要件

ア **選挙権を有することが必要**です。

イ 投票立会人は**在職中に選挙運動をすることができません**ので、特定の政党や候補者に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けてください。

ウ 制度上投票日当日の途中交代は可能ですが、投票日**1日を通して従事できる方**を推薦してください。

#### (2) 投票日の職務

投票立会人は、投票が行われる際に投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

ア 投票手続全般について立ち会うこと。

イ 次の場合に意見を述べること。

- ・投票を拒否するかどうかについての意見を求められたとき。

・代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。  
(この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。)

・代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。

ウ 投票を拒否された選挙人又は投票を拒否されない選挙人について、異議があるとき意見を述べること。

エ 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき、意見を述べること。

オ 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。

カ 投票録に署名すること。

キ 投票管理者が投票箱を投票所から開票管理者のもとに送るときに付き添うこと。

### (3) 従事時間など

ア 投票日当日の投票事務

午前6時30分に投票所に集合し、午前7時から午後8時まで投票の立ち会いを行っていただきます。(休憩あり)

投票立会人2人のうち、どちらか1人は投票管理者、区職員とともに開票所に投票箱等の引継を行い、午後9時前後に解散となります。(もう1人の投票立会人は投票事務が終了し、投票所の撤収後に解散となります。)

※ 原則として投票所から離れられないことを御承知おきください。

イ 投票日前日の投票所設営

投票立会人は、投票所設営は業務に含まれておりませんが、投票所施設の確認の意味も含め、可能であれば投票所設営に立ち会ってください。

### (4) 報酬(令和6年衆議院議員総選挙実績)

12,000円 ※約1,500円増額見込み

### (5) 投票日当日にお持ちいただく物

ア 朱肉で押す印鑑

イ 弁当代1,930円(弁当の希望有無は後日投票所担当の区職員が伺います。)

## 4 投票事務従事者

### (1) 要件

高校生以上であること。(ただし、最低2人は選挙権を有する方)

⇒ 若者が選挙に従事することで、主権者教育(政治意識の向上)に役立ちます。

※ 選挙人の選挙人名簿照合作業は、パソコンで行うこととなるため、最低1人はパソコンを使ったことがある方のご推薦をお願いいたします。

### (2) 投票日の職務

ア 投票所入口付近での選挙人の案内

イ パソコンによる名簿照合

ウ 「投票のご案内」への照合印の押印と案内

エ 投票用紙の交付 など

なお、職務につきましては、設営時等に投票所担当の区職員から説明があります。

(3) 従事時間など

ア 投票日 前日の投票所設営

設営時間は基本的に午後1時～午後3時の2時間程度です。詳細は投票所担当の区職員にご相談ください。

イ 投票日当日の投票事務

午前6時30分に投票所に集合し、午前7時から午後8時まで投票事務に従事した後投票所の撤収を行い午後9時頃解散となります。(休憩あり)

※ 原則として投票所から離れられないことを御承知おきください。

(4) 賃金(令和7年支給予定額)

ア 投票日前日 2,800円

イ 投票日当日 20,800円(税引き後)

(5) 投票日当日にお持ちいただく物

ア 朱肉で押す印鑑

イ 弁当代1,930円(弁当希望者のみ)

(6) その他

投票所設営・撤収の際に、器材運搬が発生します。また、当日は長時間の従事となりますことを、あらかじめご了承下さい。

※ 複数の町内会にまたがる投票区では、投票される方のプライバシー保護の観点から特定の自治会・町内会に固まらないよう御配慮いただければ幸いです。

以上、選挙事務へ御協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

## 第27回参議院議員通常選挙及び令和7年横浜市長選挙投票所設置場所一覧表

## 栄区

投票区	所在地	名称	空調設備
第1投票区	横浜市栄区田谷町1,662番地 千秀公園内	千秀センター会議室	有
第2投票区	横浜市栄区長尾台町562番地	長尾台町内会館	有
第3投票区	横浜市栄区飯島町771番地の2	横浜市立飯島小学校体育館	無
第4投票区	横浜市栄区長沼町723番地	長沼町内会館	有
第5投票区	横浜市栄区本郷台四丁目31番1号	横浜市立小菅ヶ谷小学校体育館	無
第6投票区	横浜市栄区本郷台一丁目6番1号	横浜市立本郷台小学校体育館	有
第7投票区	横浜市栄区飯島町2,147番地	飯島町内会館	有
第8投票区	横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目22番1号	横浜市立西本郷小学校体育館	有
第9投票区	横浜市栄区笠間三丁目28番1号	横浜市立笠間小学校体育館	無
第10投票区	横浜市栄区笠間四丁目15番7号	笠間通り町町内会 笠間会館	有
第11投票区	横浜市栄区桂町303番地の19	横浜市栄区役所新館1階	有
第12投票区	横浜市栄区公田町635番地の16	さかえ福祉活動ホーム	有
第13投票区	横浜市栄区公田町354番地の3	横浜市立公田小学校体育館	無
第14投票区	横浜市栄区柏陽1番1号	神奈川県立柏陽高等学校1階ホール	無
第15投票区	横浜市栄区小山台一丁目15番1号	横浜市立小山台小学校体育館	無
第16投票区	横浜市栄区中野町16番地の1	横浜市立本郷小学校体育館	有
第17投票区	横浜市栄区公田町740番地	公田町団地集会所	有
第18投票区	横浜市栄区桂台中5番1号【調整中】	横浜市立桂台中学校体育館【調整中】	無
第19投票区	横浜市栄区犬山町6番2号	横浜市立上郷中学校格技場	無
第20投票区	横浜市栄区犬山町6番1号	横浜市立上郷小学校図工室	有
第21投票区	横浜市栄区上郷町242番地の2	横浜市立桜井小学校体育館	無
第22投票区	横浜市栄区元大橋二丁目32番3号	中野幼稚園体育室	有
第23投票区	横浜市栄区庄戸一丁目15番1号	横浜市立庄戸小学校体育館	無
第24投票区	横浜市栄区東上郷町26番	みどりが丘会館1階	有
第25投票区	横浜市栄区野七里二丁目3番1号	埋蔵文化財センター(旧野七里小図書室)	有
第26投票区	横浜市栄区小菅ヶ谷三丁目37番12号	横浜市立本郷特別支援学校体育館	有
第27投票区	横浜市栄区笠間二丁目18番1号	かさまゆうわ館集会室	有
第28投票区	横浜市栄区笠間三丁目45番	ガーデンアソシエ クラブアリーナ 体育室	有

**公職選挙法(抜粋)**

(第1条から第36条まで省略)

(投票管理者)

**第三十七条** 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。
- 5 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。
- 6 投票管理者は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。
- 7 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。

(投票立会人)

**第三十八条** 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

- 2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、選挙権を有する者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。
- 3 当該選挙の公職の候補者は、これを投票立会人に選任することができない。
- 4 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することができない。
- 5 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(第39条以下省略)

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和7年			令和6年	前年同期比(件)
	3月件数	1~2月末累計	3月末累計	1~3月末累計	
全認知件数	24	46	70	81	-11
凶悪犯	1	0	1	2	-1
粗暴犯	2	6	8	4	4
窃盗犯	16	25	41	57	-16
侵入盗犯	1	2	3	8	-5
空き巣	0	0	0	1	-1
その他	1	2	3	7	-4
乗り物盗	7	12	19	16	3
自転車	5	7	12	14	-2
オートバイ	2	4	6	1	5
自動車	0	1	1	1	0
非侵入窃盗	8	11	19	33	14
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	2	3	5	4	1
車上ねらい	0	0	0	1	-1
自動販売機ねらい	0	0	0	0	0
その他	6	8	14	28	14
知能犯	5	4	9	10	-1
詐欺	5	4	9	10	-1
その他	0	0	0	0	0
風俗犯	0	1	1	3	-2
その他の刑法犯	0	10	10	5	5
占有離脱物横領	0	0	0	0	0

(暫定値のため数値が変動する可能性があります)

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
  - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
  - ・ 乗物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
  - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和7年3月末現在(暫定値) 11,194件(前年同期比 +1,710件、+18.0%)

2 栄警察署における刑法犯検挙状況(3月末まで)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	37	20	54.1%
窃盗犯	28	15	53.6%

3 栄区内における人身交通事故発生状況(3月末まで)

	件数	前年同期比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	24	-1	9	8
死者	1	±0		
負傷者	29	+1		

4 特殊詐欺の認知状況

県内における令和7年3月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	506	21億6000円
オレオレ詐欺	236	14億7000万円
預貯金詐欺	111	6000万円
架空料金請求詐欺	51	4億6000万円
融資保証金詐欺	6	700万円
還付金詐欺	70	1億3000万円
その他の手口	5	1000万円
キャッシュカード詐欺盗	27	1600万円

栄区内における令和7年2月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	9	3400万円
オレオレ詐欺	3	1800万円
預貯金詐欺	1	10万円
架空料金請求詐欺	2	500万円
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	3	1000万
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0

## 5 警察からのお知らせ

### (1) 悪質業者による点検商法に注意してください。

悪質業者は、突然訪問して「無料点検」を持ち掛け、言葉巧みに不要な工事を結ぼうとしますのできっぱりと断りましょう。突然の訪問を受けたその場では、点検させない、契約をしないようにご注意ください。

また、困ったときには警察にご相談ください。

### (2) 5月は自転車マナーアップ強化月間です。

スローガンは、「自転車も のれば車の なかまいり」です。

期間中、自転車の指導取締りや広報啓発活動を強化します。

警察では、毎年区内の全小学校に対し、自転車教室を実施しています。

各町内会や団体の集まり等で大人向けの自転車教室も実施していますので、ご希望があれば、栄警察署交通総務係までご連絡をください。

### (3) 自転車盗・オートバイ盗が多発しています。

自宅の敷地内やマンション等の駐輪場、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ず鍵を掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意して下さい。

ワイヤー錠等を使ってダブルロックをすると、さらに効果的です。

### (4) 当署管内における金融機関、コンビニエンスストア等による特殊詐欺 阻止件数は、3月中の阻止が11件、1月から3月末までの累計は22件

### (5) 国際電話番号による特殊詐欺が急増中

+1や+44など、+(プラス)から始まる番号から電話がかかってきても、絶対にかけ直さないでください。

海外との電話が不要な方は、発信・着信を無償で休止できます。

今すぐお申し込みをお願いします。

《国際電話不取扱センター》

電話番号:0120-210-364(通話料無料)

取扱時間:オペレーター案内 平日9:00~17:00

自動音声案内 平日・土日祝24時間

※ 固定電話・ひかり電話が対象です。

その他一定の条件があるので、申込時にご確認ください。

### (6) 神奈川県警察では、警察官の採用活動を推進しています。

興味のある方は、お近くの交番・警察署にお問い合わせください。

## ※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、1月から3月末まで)

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	詐欺	その他	合計
本郷台駅前	桂町									1	1
	小菅ヶ谷町										0
	小菅ヶ谷1丁目				1		3			4	8
	小菅ヶ谷2丁目								1	1	2
	小菅ヶ谷3丁目									2	2
	小菅ヶ谷4丁目										0
	小山台1丁目										0
	小山台2丁目										0
上郷	犬山町						1			1	2
	尾月								1		1
	上之町										0
	亀井町										0
	桂台東					1					1
	桂台西1丁目										0
	桂台西2丁目										0
	桂台南1丁目										0
	桂台南2丁目										0
	桂台北									1	1
	桂台中									1	1
	公田町						2	2		3	6
笠間	笠間町										0
	笠間1丁目						1		1		2
	笠間2丁目						1			4	5
	笠間3丁目					1	1			1	3
	笠間4丁目										0
	笠間5丁目						1			1	2
田谷	田谷町										0
	金井町					1				1	2
	長尾台町	1					2				3

## 別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目										0
	元大橋 2丁目										0
	中野町									3	3
	若竹町										0
	柏陽								1		1
	鍛冶ヶ谷 1丁目									1	1
	鍛冶ヶ谷 2丁目								1		1
	鍛冶ヶ谷町										0
元大橋・庄戸	上郷町									2	2
上郷・庄戸	野七里 1丁目									1	1
庄戸	野七里 2丁目										0
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目										0
	庄戸 4丁目									1	1
	庄戸 5丁目								1		1
	東上郷町									1	1
	長倉町									1	1
豊田	本郷台 1丁目										0
	本郷台 2丁目									1	1
	本郷台 3丁目									1	1
	本郷台 4丁目										0
	本郷台 5丁目										0
	飯島町						1			3	4
	長沼町									2	2
合計		1	0	0	1	6	12	0	9	41	70

この地区を担当している、栄警察署の警察官 \_\_\_\_\_ です。

\_\_\_月\_\_\_日\_\_\_:\_\_\_ ころ、巡回連絡でお伺いしました。

- ご協力ありがとうございます。
- ご不在でしたので、チラシを投函させていただきます。



## 栄警察署からのお願い



特殊詐欺等の犯罪や、悪質リフォーム業者等とのトラブルが多発しています。  
この用紙を真ん中で切り取り、下半分（チラシ）を玄関先や郵便ポスト等に貼って、防犯にお役立て下さい。

## Stop! 特殊詐欺

- ・「オレだけと」「お金が必要」それは **サギ!**
- ・「キャッシュカード預かります」「暗証番号教えて」それは **サギ!**
- ・警察官がSNSやビデオ通話で逮捕状 それも **サギ!**

キリトリ

サギ・悪質業者、私は騙されない!

# 栄警察署

# パトロール 強化中!



栄警察署 045-894-0110



## 栄区内の火災・救急状況について

区連会4月定例会資料  
令和7年4月 日  
栄消防署

## 火災情報

令和7年3月31日現在

栄 区 内				
火災発生状況				
年 別	令和7年		令和6年	増△減
	3月	累計		
件 数	2	5	6	△1
火災種別	建 物	2	3	△2
	林 野	0	0	0
	車 両	0	1	1
	船 舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	0	1	1
損害	焼損床面積	37	37	△60
	死 者	0	1	1
	負 傷 者	4	5	3

横 浜 市 内				
火災発生状況				
年 別	令和7年	令和6年	増△減	
件 数	244	173	71	
火災種別	建 物	146	117	29
	林 野	0	0	0
	車 両	12	18	△6
	船 舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	86	38	48
損害	焼損床面積	1,977	1,865	112
	死 者	12	12	0
	負 傷 者	36	28	8

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和7年	令和6年	増△減
1	配線器具	2		2
2	たばこ	1	1	0
3	ストーブ	1		1
4	その他	1	5	△4
5				0

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和7年	令和6年	増△減
1	放火(疑い含む)	50	17	33
2	たばこ	49	33	16
3	こんろ	23	22	1
4	電気機器	15	14	1
5	配線器具	12	6	6

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況 * ( )内の数字は今月分					
豊田地区	1		本郷第三地区	0	
笠間地区	0		上郷西地区	0	
小菅ヶ谷地区	0		上郷東地区	2	
本郷中央地区	2	(2)	連合未加入	0	
合 計				5	

## 【3月中の火災】

3月22日 公田町 専用住宅の壁コンセント若干焼損

3月25日 公田町 共同住宅1室37㎡焼損 死者1名、負傷者4名

栄区内				
救急状況				
年別	令和7年		令和6年	増△減
	3月	累計		
件数	696	2,091	2,073	18
急病	543	1,597	1,571	26
交通事故	15	50	46	4
一般負傷	106	368	354	14
その他	32	76	102	△26

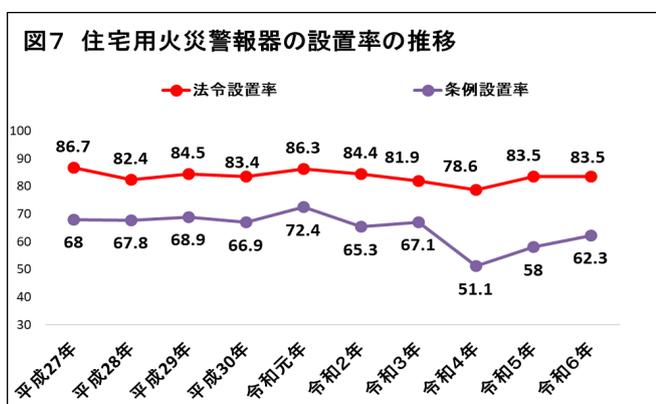
横浜市内				
救急状況				
年別	令和7年	令和6年	増△減	
			件数	
件数	63,697	63,598	99	
急病	45,067	45,246	△179	
交通事故	2,070	2,111	△41	
一般負傷	11,365	11,696	△331	
その他	5,195	4,545	650	

# 住宅用火災警報器を設置しましょう

◆令和6年の住宅火災による死者24人のうち13人は住宅用火災警報器が未設置（設置不明含む。）の世帯で発生しています。

◆現在、本市の法令設置率は83.5%、条例設置率は62.3%です。

設置義務化から10年以上が経過し、当初設置された住宅用火災警報器の機能が低下し、交換時期を迎える機器が増加しています。



交換が困難な方は、消防職員による取付のお手伝いもしています。  
 不明な点は栄消防署までご相談ください。  
 お問い合わせ先 栄消防署総務・予防課 ☎/FAX 892-0119  
 ✉sy-sakaeyobo@city.yokohama.lg.jp

## 初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

#### 初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式  
初期消火器具(可搬式)

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合はお住いの区の消防署にご相談の上、申請を行ってください。

### 3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

### 4 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）
  - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、栄消防署に御提出をお願い致します。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードまたは栄消防署でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○2次元コード



## 5 補助の対象経費

今年度も引き続き、①初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合、②消防用ホースなどの器材の一部更新や、既に自治会町内会が所有している初期消火箱への新たな資機材（スタンドパイプや台車等）を追加する場合の補助を行います。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加します。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の <u>新規設置又は器材全ての更新設置</u> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限20万円/1件）</u>
②	初期消火器具の <u>一部更新設置</u> <sup>※1</sup> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限7万円/1件）</u>
③	「 <u>重点対策地域</u> 」に該当する町丁目に初期消火器具を <u>新規設置</u> する場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

**※栄区は「重点対策地域」に該当する地域はありません。**

## 6 参考

栄区内初期消火器具設置状況（令和7年3月31日現在）

令和3年度新規設置	3基
令和4年度新規設置	0基
令和5年度新規設置	2基
令和6年度新規設置	1基
区内設置済み総数	97基

## 7 お問い合わせ先

栄消防署総務・予防課 予防担当 TEL 045-892-0119

栄消防署総務・予防課  
担当 新倉 池田 滝沢  
電話・FAX 045-892-0119  
メール sy-sakaeyobo@city.yokohama.lg.jp

各自治会町内会 会長 様

日本赤十字社栄区地区委員会  
委員長 松永 朋美**令和7年度 日赤活動資金の募集について【協力依頼】**

## 1 事業の趣旨

令和7年度「日赤活動資金募集」への協力依頼。

例年、赤十字活動につきましては、格別のご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度もその活動財源となります標記活動資金へのご協力につきまして、次のとおり募集させていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会にて情報提供をお願いいたします。

【単位会長】日赤活動資金の募集にご協力をお願いいたします。

## 3 募集期間

令和7年5月1日～6月30日

※令和7年度分の活動資金については、令和7年8月末日までに納入くださいますようお願いいたします。

## 4 納入方法

次のいずれかの方法で納入をお願いいたします。

(1) 郵便局にて払込 ※同封の払込用紙をご使用ください。

令和7年度より、郵便局にて払込により納入いただいた場合は、郵便局の「払込票兼受領証」をもって、日赤活動資金の領収書とさせていただきます。改めて領収書等の発送はいたしませんので、ご了承ください。  
なお、別途領収書が必要な場合は、事務局までお申し出ください。個別に対応させていただきます。

(2) 直接持参

下記事務局まで直接ご持参ください。

【窓口受付時間】 祝祭日を除く、月～金 午前9時～午後5時

(区社協協力金と同時に前振りさせていただきます)

## 5 活動資金の使途内容

集められた活動資金(募金)の8割は、国内外で発生した自然災害等の救援・救助活動や、ボランティアの育成、看護師養成、社会福祉活動事業の援助等に広く使われます。

また2割は、区内で実施する各種救急法等の講習、地域支援事業、民家火災発生時や水害発生時の救援物資等に使用される予定です。

## 6 別紙

(1) 令和7年度 日赤活動資金予定額一覧表(区全体・地区別)

## 【事務局】

社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会 (担当 小沼)

電話 : 045-894-8521 FAX : 045-892-8974

e-mail : office@sakaeku-shakyo.jp

各自治会町内会 会長 様

社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会  
事務局長 田中 孝秀

## 令和7年度 区社協協力金について【協力依頼】

### 1 事業の趣旨

令和7年度「区社協協力金」への協力依頼。

平素より地域福祉の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会では、栄区に住む誰もが安心して生活できる街づくりを目的に、高齢者や障害者、子育て世帯や生活困窮世帯等への支援活動、地区社会福祉協議会への活動助成等を行っています。今後も地域の皆様とともに活動を継続・発展させるため、区社協協力金へのご協力をお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会にて情報提供をお願いいたします。

【単位会長】区社協協力金にご協力をお願いいたします。

### 3 募集期間

令和7年5月1日～6月30日

※令和7年度分の区社協協力金については、令和7年8月末日までに納入くださいますようお願いいたします。

### 4 納入方法

次のいずれかの方法で納入をお願いいたします。

(1) 郵便局にて払込 ※同封の払込用紙をご使用ください。

令和7年度より、郵便局にて払込により納入いただいた場合は、郵便局の「払込票兼受領証」をもって、**区社協協力金の領収書**とさせていただきます。改めて領収書等の発送はいたしませんので、ご了承ください。  
なお、**別途領収書が必要な場合は、事務局までお申し出ください。**個別に対応させていただきます。

(2) 直接持参

下記事務局まで直接ご持参ください。

【窓口受付時間】 祝祭日を除く、月～金 午前9時～午後5時

(日赤活動資金と同時にお預かりさせていただきます)

### 5 別紙

(1) 令和7年度 区社協協力金予定額一覧表(区全体・地区別)

#### 【事務局】

社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会 (担当 小沼)

電話 : 045-894-8521 FAX : 045-892-8974

e-mail : office@sakaeku-shakyo.jp

令和7年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

豊田地区

(単位:円)

	世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協協力金 目標額@32	目標額合計
1 飯島町内会	2300	2,185	437,000	69,920	506,920
2 富士見台自治会	350	333	66,600	10,656	77,256
3 飯島団地自治会	600	570	114,000	18,240	132,240
4 飯島ひかりが丘自治会	325	309	61,800	9,888	71,688
5 芙蓉台自治会	112	106	21,200	3,392	24,592
6 百合ヶ丘自治会	151	143	28,600	4,576	33,176
7 本郷台自治会	1555	1,477	295,400	47,264	342,664
8 金井町内会	170	162	32,400	5,184	37,584
9 田谷町内会	600	570	114,000	18,240	132,240
10 長尾台町内会	800	760	152,000	24,320	176,320
11 コープ野村戸塚長沼自治会	74	70	14,000	2,240	16,240
13 栄リバレヒルズ自治会	90	86	17,200	2,752	19,952
14 みどり野ハイツ自治会	183	174	34,800	5,568	40,368
15 かいがら坂ハイツ自治会	100	95	19,000	3,040	22,040
16 ニューシティ本郷台パークヒルズ自治会	167	159	31,800	5,088	36,888
17 エコヒルズ横浜自治会	163	155	31,000	4,960	35,960
18 ワンダースケープ自治会	411	390	78,000	12,480	90,480
計	8,151	7,744	1,548,800	247,808	1,796,608

※実施期間: 令和7年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和7年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

令和7年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

笠間地区

(単位:円)

	世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協協力金 目標額@32	目標額合計
19 大船パークタウン自治会	161	153	30,600	4,896	35,496
20 笠間上町町内会	200	190	38,000	6,080	44,080
21 笠間山王町内会	160	152	30,400	4,864	35,264
22 笠間町内会	350	333	66,600	10,656	77,256
23 笠間西南町内会	115	109	21,800	3,488	25,288
24 笠間田立町内会	900	855	171,000	27,360	198,360
25 笠間中央町内会	510	485	97,000	15,520	112,520
26 笠間通り町町内会	710	675	135,000	21,600	156,600
27 笠間福住町内会	190	181	36,200	5,792	41,992
28 笠間宮上町内会	186	177	35,400	5,664	41,064
29 笠間余曾根町内会	220	209	41,800	6,688	48,488
30 第2大船パークタウン自治会	307	292	58,400	9,344	67,744
31 第3大船パークタウン自治会	299	284	56,800	9,088	65,888
32 松ヶ丘町内会	211	200	40,000	6,400	46,400
33 ライブタウン大船自治会	118	112	22,400	3,584	25,984
34 ガーデンアソシエ自治会	1492	1,417	283,400	45,344	328,744
計	6,129	5,824	1,164,800	186,368	1,351,168

※実施期間: 令和7年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和7年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

令和7年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

小菅ヶ谷地区

(単位:円)

	世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協協力金 目標額@32	目標額合計
35 市営小菅ヶ谷第2住宅自治会	103	98	19,600	3,136	22,736
36 春日町内会	327	311	62,200	9,952	72,152
37 小菅ヶ谷五月会	85	81	16,200	2,592	18,792
38 小菅ヶ谷第一町内会	1350	1,283	256,600	41,056	297,656
39 小菅ヶ谷町内会	1012	961	192,200	30,752	222,952
40 小菅ヶ谷睦会町内会	130	124	24,800	3,968	28,768
41 市営小菅ヶ谷住宅自治会	292	277	55,400	8,864	64,264
42 市営本郷台住宅自治会	238	226	45,200	7,232	52,432
43 本郷台駅前市街地住宅自治会	350	333	66,600	10,656	77,256
44 本郷台中央自治会	302	287	57,400	9,184	66,584
45 大船富士見台自治会	140	133	26,600	4,256	30,856
46 東武本郷台自治会	318	302	60,400	9,664	70,064
47 小菅ヶ谷西谷戸町内会	1100	1,045	209,000	33,440	242,440
計	5,747	5,461	1,092,200	174,752	1,266,952

※実施期間:令和7年5月1日~6月30日

※対象世帯数は令和7年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

令和7年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

本郷中央地区

(単位:円)

		世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協協力金 目標額@32	目標額合計
49	コープ野村湘南本郷台自治会	194	184	36,800	5,888	42,688
50	コープ野村本郷台自治会	151	143	28,600	4,576	33,176
51	フローラ桂台自治会	391	371	74,200	11,872	86,072
52	朝日平和台自治会	269	256	51,200	8,192	59,392
53	桂台団地自治会	274	260	52,000	8,320	60,320
54	公田町団地自治会	950	903	180,600	28,896	209,496
55	公田ハイツ自治会	206	196	39,200	6,272	45,472
56	椎郷台町内会	78	74	14,800	2,368	17,168
57	湘南ハイツ自治会	600	570	114,000	18,240	132,240
58	桂公田町会	1306	1,241	248,200	39,712	287,912
59	桂台自治会	992	942	188,400	30,144	218,544
60	湘南桂台自治会	1657	1,574	314,800	50,368	365,168
61	グリーンテラス本郷台自治会	150	143	28,600	4,576	33,176
	計	7,218	6,857	1,371,400	219,424	1,590,824

※実施期間: 令和7年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和7年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

※椎郷台町内会は令和7年度分をすでに納入済みです。

令和7年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

本郷第三地区

(単位:円)

	世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協協力金 目標額@32	目標額合計
62 鍛冶ヶ谷町内会	1450	1,378	275,600	44,096	319,696
63 港南台プリンスハイツ自治会	366	348	69,600	11,136	80,736
64 本郷富士見ヶ丘自治会	239	227	45,400	7,264	52,664
65 元大橋町内会	880	836	167,200	26,752	193,952
66 若竹町内会	410	390	78,000	12,480	90,480
67 若竹山手町会	124	118	23,600	3,776	27,376
68 中野町内会	677	643	128,600	20,576	149,176
69 ラーバン港南台自治会	100	95	19,000	3,040	22,040
計	4,246	4,035	807,000	129,120	936,120

※実施期間: 令和7年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和7年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

令和7年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

上郷西地区

(単位:円)

	世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協協力金 目標額@32	目標額合計
71 犬山町会	1200	1,140	228,000	36,480	264,480
72 尾月自治会	391	371	74,200	11,872	86,072
73 上之町内会	740	703	140,600	22,496	163,096
74 亀井町自治会	409	389	77,800	12,448	90,248
75 上郷西ヶ谷団地自治会	400	380	76,000	12,160	88,160
77 港南台コートハウス自治会	139	132	26,400	4,224	30,624
計	<b>3,279</b>	3,115	623,000	99,680	722,680

※実施期間: 令7年5月1日~6月30日

※対象世帯数は令和7年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

令和7年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

上郷東地区

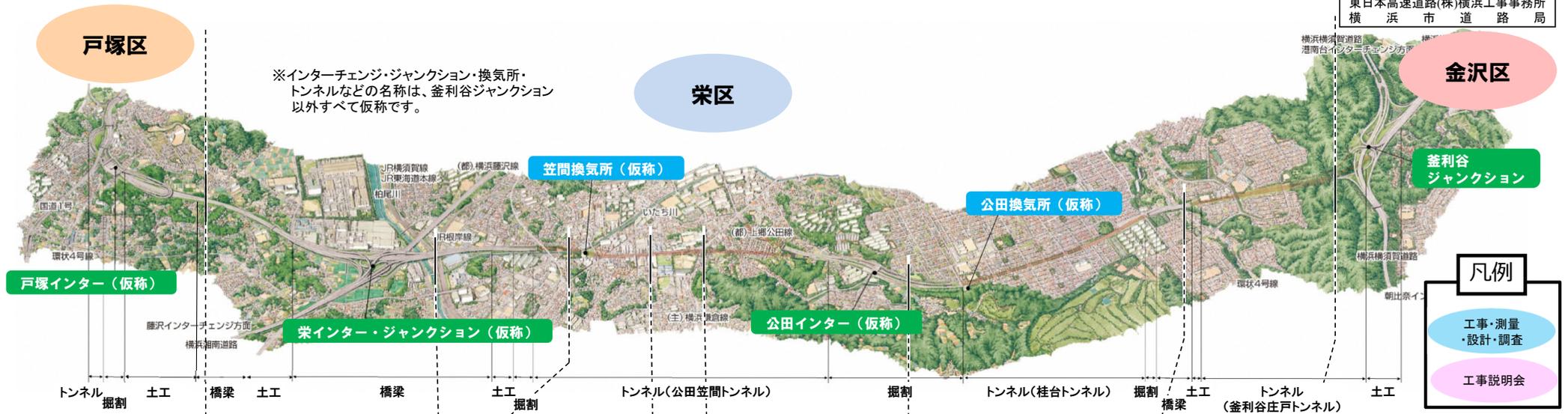
(単位:円)権

	世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協協力金 目標額@32	目標額合計
78 上郷町内会	720	684	136,800	21,888	158,688
79 庄戸一丁目町会	215	204	40,800	6,528	47,328
80 庄戸二丁目町会	185	176	35,200	5,632	40,832
81 長倉町自治会	196	186	37,200	5,952	43,152
82 上郷ネオホリス自治会	795	755	151,000	24,160	175,160
83 東上郷青葉ヶ丘自治会	230	219	43,800	7,008	50,808
84 上郷台共同住宅自治会	106	101	20,200	3,232	23,432
85 みどりが丘自治会	410	390	78,000	12,480	90,480
86 庄戸三丁目町会	316	300	60,000	9,600	69,600
87 庄戸四丁目町会	188	179	35,800	5,728	41,528
計	3,361	3,194	638,800	102,208	741,008

※実施期間: 令和7年5月1日~6月30日

※対象世帯数は令和7年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

# 令和7年度 横浜環状南線・横浜湘南道路全体の主な予定について(R7.4.21)【情報提供】



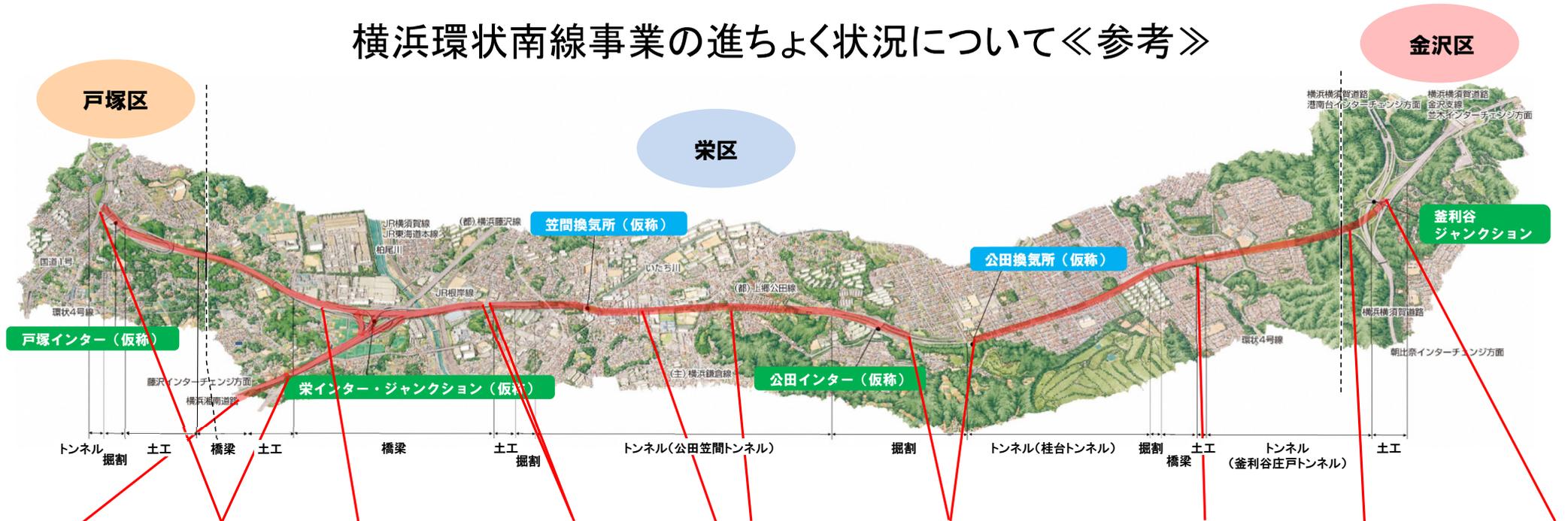
連合等	豊田				笠間・小菅ヶ谷	鎌倉市	本郷中央		上郷西	上郷東	釜利谷(金沢区)
事業者 施行区間	国土交通省施行区間				東日本高速道路(株)施行区間						
	横浜湘南道路 小雀工区	横浜環状南線 栄・戸塚工区	田谷工区	飯島工区	朝日平和台・岩瀬・笠間・ 小菅ヶ谷・飯島地区	公田地区	上郷・桂台地区		庄戸地区	釜利谷地区	
横国・NEXCO 高速道路事業	R6 年度以前	●小省高架橋 橋梁工事 ●トンネル工事	●戸塚IC改良工事 ●田谷地区橋梁工事 ●小雀地区橋梁工事	●栄IC・JCT橋梁工事 ●JR跨線橋梁工事	●公田笠間トンネル工事 (H28.4~)	●公田インターチェンジ工事 (R3.4~)	●桂台トンネル工事(H27.4~) ●神戸橋(PC上部工)工事(R2.12~) ●桂台トンネル管理用地下構築物工事 (R5.10~)	●釜利谷庄戸トンネル工事 (R3.2~)	●釜利谷ジャンクション Hランプ 第二トンネル工事 (R3.10~R7.3)	●釜利谷庄戸トンネル工事 (R3.2~)	
	第1四 半期	●小雀地区改良工事 ●トンネル工事	●戸塚IC改良工事 ●田谷地区橋梁工事 ●小雀地区橋梁・ 改良工事	●栄IC・JCT橋梁工事							●釜利谷庄戸トンネル工事 (R3.2~)
	第2四 半期	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	第3四 半期	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	第4四 半期	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

横浜市 関連道路事業	事業名	「横浜藤沢線」		「田谷線」「横浜藤沢線」「環状4号線(田谷交差点改良)」 「笠間交差点改良」「環状4号線(原宿六浦)(笠間~鎌倉女子拡張)」		「上郷公田線(公田地区)」		「上郷公田線(上郷・桂台地区)」		
	第1四 半期	●路床改良工事 【横浜藤沢線】 (戸塚区小雀町地内)	●地盤改良工事 ●路床改良工事 【横浜藤沢線】 (栄区田谷町地内)	●歩道橋架け替え工事 ●交差点切替工事 【笠間交差点】	●桂町トンネル~ 公田インターチェンジ間 の切土工事	●公田換気所横の 切土工事				
	第2四 半期	↓	●水路切り直し工事 【横浜藤沢線】 (栄区田谷町地内)	↓	↓	↓	↓	●事業説明会		
	第3四 半期	↓	●農水路切り直し工事 【田谷線】 (栄区田谷町地内)	●電線共同溝工事 ●歩道橋スロープ基礎工事 【笠間交差点】	↓	↓	↓			
	第4四 半期	●道路切替え工 【横浜藤沢線】 (戸塚区小雀町地内)	↓	↓	↓	↓	↓	●掘削区間の 擁壁工事		

- ◆ 高速横浜環状南線・横浜湘南道路(圏央道)  
国土交通省横浜国道事務所  
圏央道ホームページ
- ◆ 高速横浜環状南線  
東日本高速道路(株)横浜工事事務所  
「よこかんみなみ」ホームページ
- ◆ 横浜市関連道路事業  
(上郷公田線・横浜藤沢線・田谷線・笠間交差点)  
道路局横浜環状道路調整課 電話 045-671-2759

※工事に関する情報は、工事説明会のほか適宜回覧等でお知らせします。

# 横浜環状南線事業の進ちょく状況について《参考》



連合等	豊田				笠間・小菅ヶ谷	鎌倉市	本郷中央		上郷西	上郷東	笠利谷(金沢区)
事業者 施行区間	国土交通省施行区間				東日本高速道路(株)施行区間						
	横浜湘南道路 小雀工区	横浜環状南線 栄・戸塚工区	田谷工区	飯島工区	朝日平和台・岩瀬・笠間・ 小菅ヶ谷・飯島地区	公田地区	上郷・桂台地区		庄戸地区	笠利谷地区	
沿線 工事の 状況	①	③	⑤	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫	⑬	⑭	
	『小雀地区トンネル工事』 トンネル工事(シールドマシン掘進)を行っています。	『戸塚IC工事』 インターチェンジの改良工事を行っています。	『栄IC・JCT橋梁工事』 インターチェンジ・ジャンクションの橋梁工事を行っています。	『田谷地区橋梁工事』 『小雀地区橋梁工事』 高架橋の橋梁工事等を行っています。	『公田笠間トンネル工事』 シールドトンネルの掘進を行っています。	『公田インターチェンジ工事』 本線の掘削等を行っています。	『桂台トンネル工事』 令和6年11月15日(金)に、シールドマシンは発進到達立坑に到達しました。現在はシールドマシンの解体作業を行っています。	『笠利谷庄戸トンネル工事』 下り線の掘削等を行っています。	『笠利谷ジャンクションランプ第二トンネル工事』はR7.3にしゅん功しました。笠利谷ジャンクションでは引き続き、土工等を行っています。		
	②	④	⑥	⑧	⑩						
	『小雀高架橋 栄IC・JCTランプ橋』の橋梁工事等を行っています。	『田谷地区橋梁工事』 『小雀地区橋梁工事』 高架橋の橋梁工事等を行っています。	『田谷IC・JCT橋梁上部工事』 田谷町地区内にてインターチェンジ・ジャンクションの橋梁工事を行っています。	『公田インターチェンジ工事』 本線の掘削等を行っています。							

※インターチェンジ・ジャンクション・換気所・トンネルなどの名称は、笠利谷ジャンクション以外すべて仮称です。

区連会4月定例会資料  
令和7年4月21日  
みどり環境局環境活動事業課

各自治会町内会長 様

みどり環境局環境活動事業課担当課長

令和7年度「地域緑まちづくり事業」の提案募集について【情報提供】

## 1 趣旨

当課では、市民の皆様が主体となって、住宅地や商店街等での緑化計画を提案して頂き、選考を通過した団体と協定を締結の上、計画の実現に向け助成金を交付する「地域緑のまちづくり事業」を実施しています。

これまで多くの自治会町内会でもご活用頂いており、令和7年度の募集についても情報提供させていただきます。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

## 3 提案提出期限・提出方法

○必要書類：一次提案「応募申込書・提案書」

○受付期間：令和7年6月9日（月）～6月13日（金）（必着）

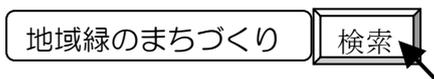
提案書（計画書）の作成にあたっては、横浜市による事業説明とアドバイザーによる支援を受けることができます。

応募をご検討の方・本事業にご興味のある方は、ホームページに掲載している募集要項等をご覧ください。また、ご不明な点等があれば、環境活動事業課緑化担当までご連絡ください。

## 4 その他

様式のデータ、募集要項等はホームページにてダウンロードいただけます。

【地域緑まちづくり事業ホームページ】



担当：みどり環境局環境活動事業課緑化担当  
高村、相羽

Eメール mk-ryoka@city.yokohama.lg.jp

電話 045-671-3447

## 応募にあたっての注意



### 1. 提案場所

- (1) 原則として、横浜市内の市街化区域内の民有地  
※公有地及び公共施設の施設管理者の承諾を得て、一部使用する土地も含まれます。
- (2) 現在「地域緑のまちづくり」の協定を締結中の地区は、応募の対象外です。  
(締結地区は、横浜みどりアップ計画のホームページで紹介しています。)

### 2. 応募団体の条件

- (1) 提案場所又はその近隣に居住する方、勤務する方、在学する方、又は土地や建物等を所有する方で構成された団体であること。  
(協定締結までに10人以上の正式な団体を結成する必要があります。)
- (2) 提案内容を自らが主体となって行う意欲があること。  
※提案場所の土地や建物等の所有又は借りている等の実質的な使用権利を持っている方に、提案内容について説明をしてください。

### 3. 応募内容の条件

- (1) 緑化に関する整備や活動であること。(既存緑地における維持管理や伐採のみの計画や、建築物の新築、増改築に伴う、法令等に定める緑化率の規定を満たすための義務的な緑化は、対象外です。)
- (2) 団体に加入していない市民も楽しむことができる公共公益性があること。
- (3) 住民等が主体となって取り組むこと。
- (4) 緑化整備の候補地が明確で、整備後も良好に維持管理できること。
- (5) 国、地方公共団体又はそれらの外郭団体及び民間団体等から資金的援助を受けている又は受けようとしている内容が含まれないこと。

### 4. 助成金交付に伴う義務

- (1) 整備した緑の維持管理を良好に行ってください。
- (2) 助成金で整備した財産(緑化施設など)は、原則として5年間は良好に維持管理してください。

### 問い合わせ先

受付窓口: 横浜市みどり環境局環境活動事業課(緑化担当)

横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階※

受付時間: 土・日曜日・祝日を除く8:45~17:15

TEL: 045-671-3447 FAX: 045-550-4554

E-mail: mk-ryoka@city.yokohama.lg.jp

※相談等で窓口にお越しになられる際は、なるべく事前にご連絡をお願いします。

詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

地域緑のまちづくり 検索

区連会 4月定例会資料  
令和7年4月21日  
みどり環境局環境活動事業課

<令和7年度版>

# 地域緑の まちづくり事業

三年間最大  
1500万円  
助成!

—あなたの地域を「緑」で盛り上げませんか?—

ご相談  
随時受付中!



沿道の緑化(緑園都市地区)



集合住宅の緑化(磯子3丁目地区)



交差点の緑化(綱島西地区)



横浜みどりアップ計画

市では、「緑豊かな横浜を次世代に」継承するため、横浜みどり税を財源の一部に活用し、取組を進めています。

## 地域緑のまちづくり事業とは

市民の皆様が主体となって、住宅街や商店街、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を増やす計画をつくり、計画を実現していくための取組を支援する事業です。  
「緑や花でいっぱいのまちをつくりたい」という地域の皆様からの提案を募集し、選考を通過した団体と市が協定を締結の上、助成金を交付します。

## 助成内容

協定を締結した団体は、最大3年間1500万円の助成金を活用して、緑を増やす活動や、緑を守り育てる活動、地域を緑で盛り上げる活動を行っていきます。

### ① 民有地地域緑化(地域にふさわしい緑を増やすための費用)

- ・緑化整備のための設計・監理費
- ・工事費(植栽・花壇整備、プランター設置など)

【助成上限率】  
設計費、整備費…90%以内  
項目により上限あり



※助成は、市民が誰でも緑化を楽しめるように、公共性や公益性がある場所が対象です。



花壇の整備



プランターの設置



### ② 地域緑化活動(①で整備した場所の維持管理に関する費用)

- ・維持管理のための花苗や園芸資材などの購入
- ・広報紙や広報用ビブスの作成
- ・維持管理の研修など

【助成上限率】  
90%以内(100万円/年)  
項目により上限あり



維持管理活動



広報用ビブスの作成

### ③ 緑化プロモーション

(地域の緑化意識の向上、仲間づくりをするための費用)

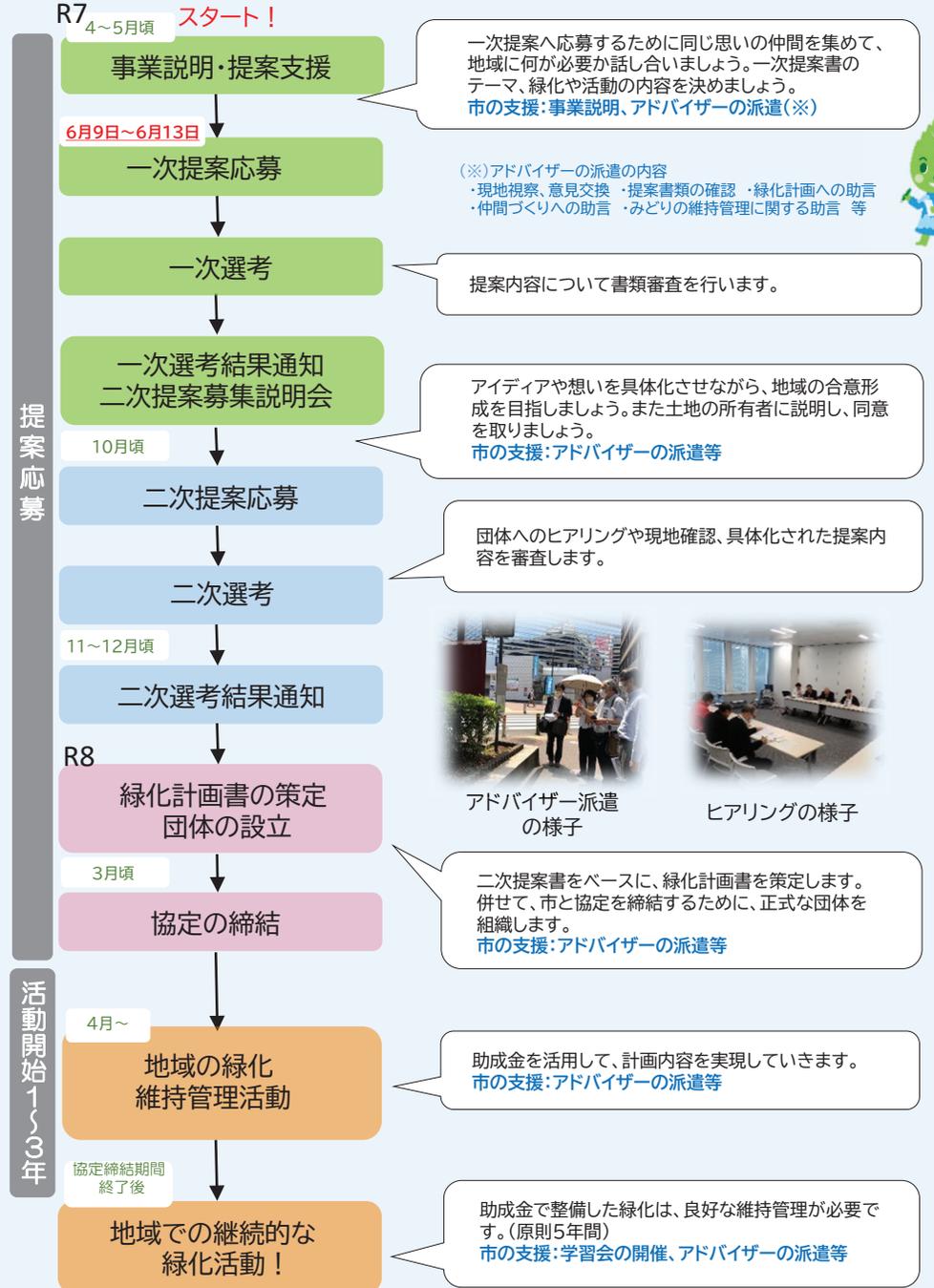
- ・ハンギングバスケットや簡易プランターなどの設置
- ・オープンガーデンや緑化啓発活動の実施

【助成上限率】  
50%以内(50万円/年) 項目により上限あり

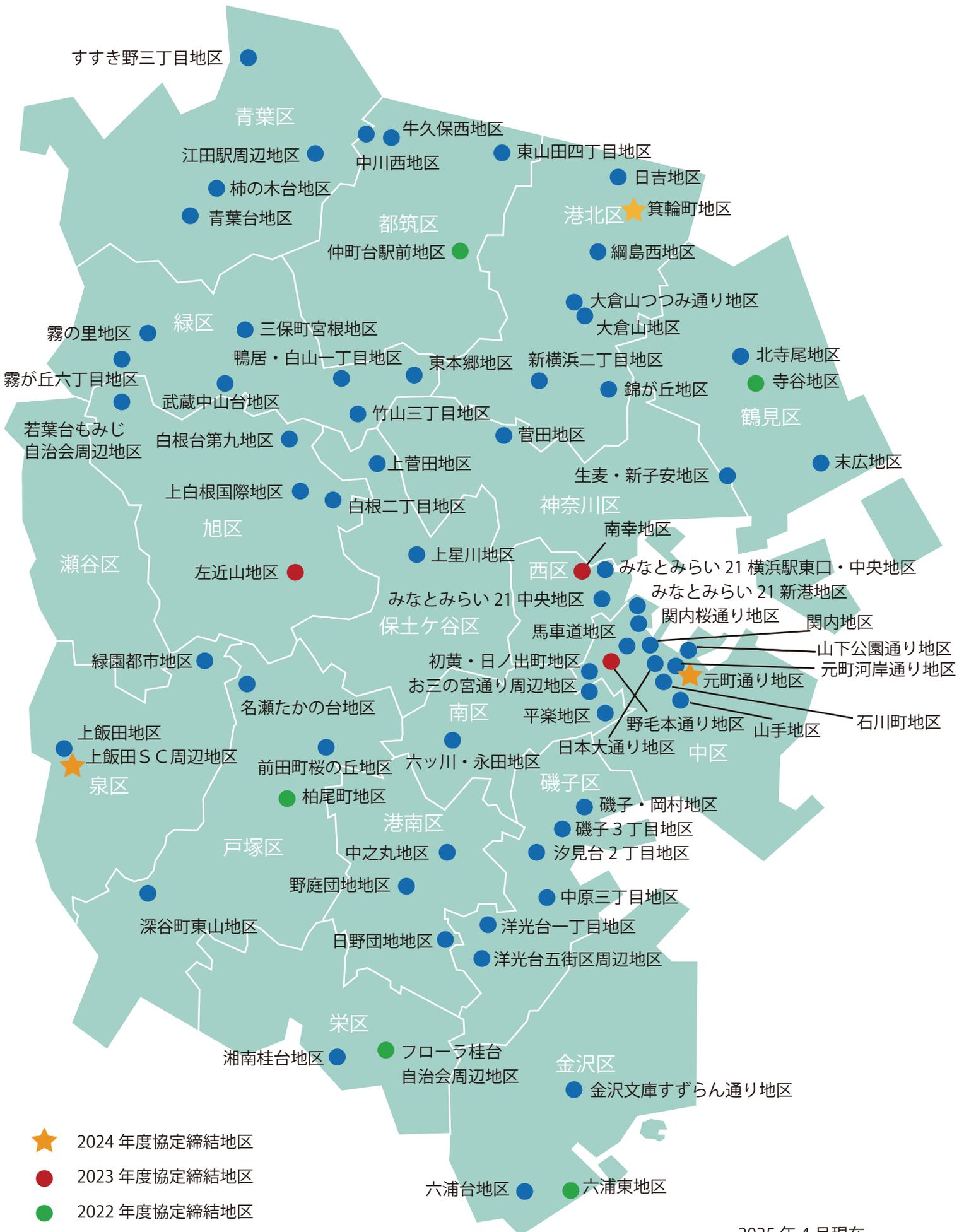


オープンガーデンのイメージ

## 令和7年度地域緑のまちづくり事業の流れ



# 地域緑のまちづくり実施地区一覧



- ★ 2024 年度協定締結地区
- 2023 年度協定締結地区
- 2022 年度協定締結地区
- 協定締結期間終了地区

2025 年 4 月現在

## 「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

誰もが移動しやすい環境を整えていくため、地域公共交通を「増やす」取組として「横浜市地域交通サポート事業」に代わる新たな制度「横浜市みんなのおでかけ交通事業」を創設し、令和7年度から運用を開始しましたので情報提供します。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 添付資料

パンフレット

(「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について)

### 4 事業概要

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。

「おでかけシャトル」の導入に向けては、住民・行政・交通事業者など関係者が協力しながら、連携して取り組むことが必要です。

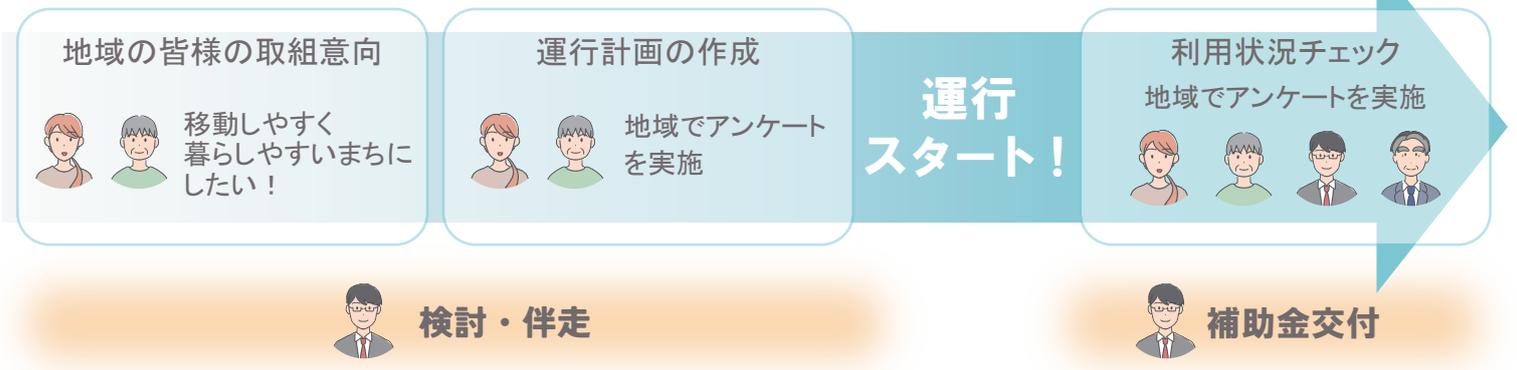
新たな制度では、アンケート調査の実施や関係者との調整支援等、地域等の取組に対する様々な支援を行うとともに、運行経費、車両導入等の環境整備費、その他地域公共交通の運行に必要な経費の一部を補助します。



# 横浜市 みんなのおでかけ交通事業

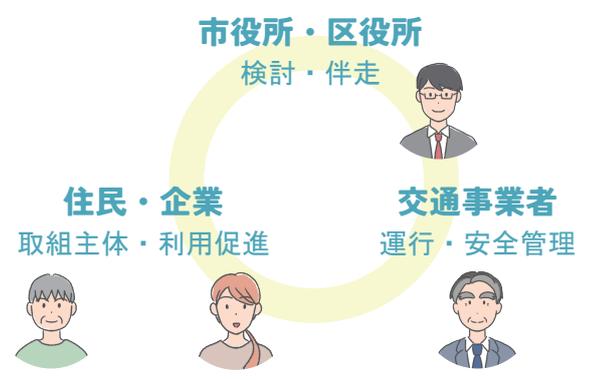
## ●どんな事業なの？

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。



## ●取組体制

「おでかけシャトル」の導入に向けては、関係者が協力しながら、連携して取り組むことが必要です。



# 1 おでかけチャトル（チャトル車）で

# まちはどう変わるか

- 行動の変化
- 気持ちの変化
- まちの変化

## 導入前

移動に関する様々な課題が聞こえてきます。  
あなたの地域にもあてはまる課題はありますか？



## 導入後

移動手段の導入で、1人ひとりの行動に変化が生まれ  
まちに住む方の「小さな幸せ」につながるかも。



# 2 導入までの流れ



## 検討開始から運行までのフローと役割分担

検討期間	フェーズ	項目	地域住民	交通事業者※	横浜市
約1年	1. 課題を共有する	(1) 事前相談	●	●	●
		(2) 移動動向アンケートの実施	● <small>配布・回収</small>		● <small>印刷・集計・分析</small>
約1.5～2年	2. 運行計画をつくる	(1) 運行計画案の作成	●	●	●
		(2) 推計利用者数の算出			●
約1.5～2年	3. 運行事業者を決める	(1) 活動団体の設立（グループ登録等）	●		
		(2) 募集要件のとりまとめ	●		●
		(3) 募集要件の公表（事業者への周知 HPへの掲載）			●
		(4) 応募内容審査・事業者の選定	●		●
約1.5～2年	4. 運行に向けた準備	(1) 道路管理者・交通管理者との調整			●
		(2) 周辺のバス・タクシー事業者との調整			●
		(3) 停留所設置箇所の地先調整	●		
		(4) 地域公共交通会議等への付議		●	●
		(5) 運行準備（車両調達・停留所設置）各種申請等	●	●	
		(6) 運行に係る協定締結	●	●	●
運行開始	5. 運行スタート！ （実証運行最大3年間） （本格運行）	(1) 運行状況のモニタリング	●	●	●
		(2) 利用促進活動	●	●	
		(3) 運行計画の見直し・改善	●	●	●

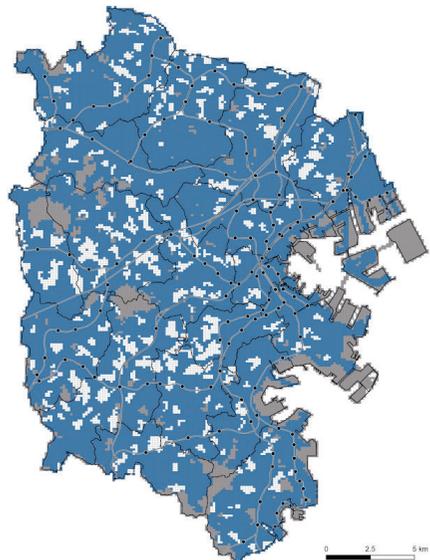
※「交通事業者」については、フェーズ1、2は周辺の交通事業者、フェーズ4、5は運行事業者を意味します。

# 3 支援内容

## (1) 支援地区の考え方

取組地区に「公共交通圏域外」(白地)が含まれる地域を中心に支援していきます。  
本パンフレットでは、公共交通圏域外を含む地区への支援内容についてお示しします。

(※1)



### 公共交通圏域図

「鉄道駅から 800m 以内」または  
「バス停から 300m 以内」の地域

- 公共交通圏域
- 公共交通圏域外
- 非住宅系土地利用
- 鉄道駅
- 鉄道路線

## (2) 支援継続条件 (路線定期運行、デマンド型運行の場合)

運行継続には、以下に定めた収支率を達成する必要があります。

実証運行 (※2)	1年目終了時点 (12 か月経過後)	収支率 25% 以上
	2年目終了時点 (24 か月経過後)	収支率 35% 以上
	3年目終了時点 (36 か月経過後)	収支率 50% 以上
本格運行	4年目以降 (48 か月経過後)	収支率 50% 以上

(※1) 白地を含まない地区への支援など詳細については、「横浜市みんなのおでかけ交通事業に関する手続き」をご覧ください。

(※2) 最長3年間。2年連続で運行継続条件未達の場合は運行を中止し、再検討を行います。

## (3) 導入する交通サービス及び支援内容

### バス・タクシー事業者などのドライバーによる運行

ルート・時刻を定める「路線定期運行」を基本とします。公共交通圏域外を含む広域をカバーできる場合は、企業などが主体となる「デマンド型運行」の適用も可能です。

#### ① 路線定期運行

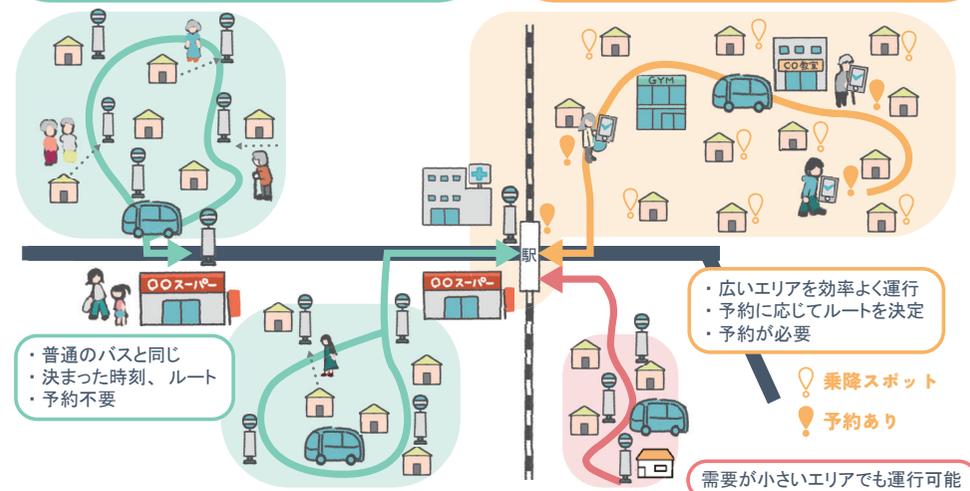
**実証運行** ・運行経費と運賃収入等の差額補助

**本格運行** ・運行経費と運賃収入等の差額補助 (50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)  
・その他 (車両費、バス停設置費、利用促進費 等)

#### ② デマンド型運行

**実証運行** ・運行経費と運賃収入等の差額補助  
・システム費補助 (上限 520 万円 / 年)

**本格運行** ・運行経費と運賃収入等の差額補助 (50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)  
・システム費補助 (上限 520 万円 / 年)  
・その他 (車両費、バス停設置費、利用促進費 等)



### 地域の担い手による運行

「路線定期運行」などの導入が難しい場合でも、マイカーを活用した地域の支え合いによる「ボランティアバス」や施設の送迎車両を活用した「地域貢献送迎バス」など、地域の輸送資源を活用した運行の適用が可能です。

### ③ 地域の輸送資源の活用

**実証運行** 及び **本格運行** 車両費、保険料、燃料費補助など

# 取組にあたっての留意点

## 地域のもりあがり

地域の皆さまが主体となって移動の課題をしっかりと把握し、地域の総意として **おでかけシフトIL** の導入に向け取り組むことが必要です。

## 安全安心な運行

プロのドライバーであるバス・タクシー事業者による運行を基本とします。

## 持続可能な交通サービス

地域で **おでかけシフトIL** を定着させるためには、多くの方々の利用による運賃収入が必要不可欠です。運賃収入のほか、地元企業等に運行のサポーターとなってもらうことも考えられます。

## 今ある公共交通を活かす

**おでかけシフトIL** は、鉄道やバスを補完する交通サービスです。検討の際は、周辺のバス路線等と役割を分担することが必要です。

## Q&A

### Q.1 どのように活動を始めればよいですか

まずは担当部署（都市整備局地域交通推進課または各区区政推進課）へご相談ください。移動に関するお困りごと等についてお伺いするとともに、本事業の内容や活動の進め方、地域の皆さまに担っていただく役割などについてご説明いたします。

### Q.2 活動を進めていく中で、地域ではどのようなことをする必要がありますか

地域の皆さまが主体となって課題をしっかりと把握し、合意形成を図りながら活動を進めていくことが重要です。具体的には、移動動向アンケートの配布・回収、バス停留所候補地の周辺住民への協力依頼、利用啓発活動等を担っていただきます。「2導入までの流れ」も併せてご確認ください。

### Q.3 運行継続条件の収支率が達成できなかった場合はどうなりますか

実証運行段階は、収支率を2年連続で達成出来なかった場合は、実証運行を中止し、地域、運行事業者、横浜市の3者で取組の方向性について協議を行います。

本格運行段階は、公共交通圏域外を含む場合、運行経費の50%にあたる額が本事業における補助の上限額となりますので、これを達成出来ない場合は運行の継続が困難となります。（地域、交通事業者等が不足額を補う場合は継続可能）

### Q.4 敬老パスは使えますか

令和7年10月より **おでかけシフトIL** でも利用可能となります。敬老パスを提示することで半額程度の割引運賃で乗車できます。

あわせて、福祉パス・特別乗車券も利用でき、提示することで無料で乗車できます。誰にとっても利用しやすい **おでかけシフトIL** となるよう検討しましょう。

## 新たな「横浜市地震防災戦略」について【情報提供】

## 1 趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、「地震防災戦略」を刷新しました。

12 月に素案を公表し、市民意見募集を通じていただいたご意見（計 482 件）等を踏まえ、戦略をとりまとめることができましたので、意見募集等へのご協力にお礼を申し上げますとともに、戦略の内容をご報告いたします。

また、各区連会に危機管理室職員が伺い、戦略に関するご説明をさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

## 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

## 3 地震防災戦略について

## (1) 戦略の位置付け・期間

- 地震防災戦略とは、横浜市防災計画に基づき、大規模地震の被害軽減に向けて市役所が取り組む行動計画（アクションプラン）です。
- 戦略期間は令和 7～15 年度とし、そのうち令和 7～11 年度を「集中取組期間」として各取組を推進していきます。
- 戦略の推進にあたっては、自治会町内会や地域防災拠点運営委員会など、地域の方々と意見を交わしながら、実効性のある取組を展開していきます。

## (2) 戦略の概要

別紙のとおり

## (3) 戦略（冊子データ）及び市民意見募集の結果

市ウェブサイト（下記ページ）に掲載しています。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



総務局危機管理室防災企画課 担当：阿武、田岡  
電 話 671-4096  
電子メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

# 横浜市地震防災戦略

令和7年3月改定

## 地震防災戦略の位置付け

市防災計画に基づき、大規模地震被害の軽減に向け、市役所の具体的な取組をまとめた行動計画

## 戦略期間

令和7～15年度（集中取組期間 令和7～11年度）

## 戦略の4つの柱

柱1	<b>市民や地域の「発災前からの備え」の強化</b> 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）、地震火災対策の推進、建物倒壊等の防止対策強化、災害時にも生きるまちづくりの推進により、市民や地域の「発災前からの備え」を強化します。
柱2	<b>誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築</b> 避難所環境の向上、物資支援の充実、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援、多様な避難への支援、早期の生活再建に向けた支援により、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みを築きます。
柱3	<b>大規模災害時の拠点等整備</b> 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備、災害応急活動体制の強化により、大規模災害時の拠点等を整備します。
柱4	<b>災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化）</b> 緊急輸送路等の強靱化、上下水道の強靱化、港湾施設等の強靱化により、災害に強いまちづくり（インフラの強靱化）を進めます。

## 「横浜市地震防災戦略」のダウンロード

横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



<戦略の全体像> ※下線の取組については次ページ以降で説明

戦略の柱1：市民や地域の「発災前からの備え」の強化

施策1	防災行動の促進及び多様な助け合いの強化(自助・共助の推進)	<u>個人備蓄の促進</u> や、世代・国籍など対象者に合わせた防災啓発、災害ボランティアの活動環境の整備、 <u>マンション防災の推進</u> などにより、自助・共助の取組を推進します。
施策2	地震火災対策の推進	「燃えにくく、住みやすいまち」を実現するため、建築物の建て替え等による不燃化の推進や、 <u>感震ブレーカーの設置促進</u> 、密集市街地における防火水槽の整備などを進めます。
施策3	建物倒壊等の防止対策強化	建物倒壊や落下物等による被害を防ぐため、 <u>木造住宅やマンション等の耐震化</u> 、 <u>家具転倒防止器具の設置</u> 等を支援するとともに、歴史的建造物の耐震化を進めます。
施策4	災害時にも活きるまちづくりの推進	密集市街地等における防災型公園の整備や、防災まちづくり活動の活性化、小中学校や公園等のトイレの洋式化の加速など、災害時にも活きるまちづくりを進めます。

戦略の柱2：誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築

施策1	避難所環境の向上	<u>小中学校体育館(地域防災拠点)の空調整備</u> や耐震給水栓整備の加速、 <u>災害用トイレの充実</u> 、防犯対策の強化、温かい食事等の提供体制確保、 <u>民間施設活用等による避難スペースの拡充</u> などにより、安心して避難生活を送れるようにします。
施策2	物資支援の充実	<u>避難者の健康維持やプライバシー・就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄</u> するとともに、流通備蓄など民間事業者との連携による物資の供給体制強化などにより、必要な物資を速やかに提供できるようにします。
施策3	配慮が必要な人(災害時要援護者)への支援	高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児など配慮を要する人が、安心して避難できるように、避難所環境の整備や <u>福祉避難所の拡充</u> などを進めるとともに、社会福祉施設等の非常用電源の確保などを支援します。
施策4	多様な避難への支援	在宅避難や <u>ペット連れての避難</u> 、車中泊避難など、それぞれの事情に応じた避難生活を安心して送ることができるよう、避難場所等の確保や、どこに避難しても必要な物資・情報等が得られる仕組みを構築します。
施策5	早期の生活再建に向けた支援	罹災証明書発行など生活再建に必要な手続の迅速化・利便性の向上や、応急仮設住宅の速やかな提供などにより、被災者の早期の生活再建に向けた支援を行います。

戦略の柱3：大規模災害時の拠点等整備

施策1	広域防災拠点(旧上瀬谷通信施設地区)の整備	全国から集まる広域支援部隊のベースキャンプ機能、物資を備蓄し避難所に届ける物資備蓄機能、広域支援部隊の現地活動調整等を行う拠点機能を担う「 <u>広域防災拠点</u> 」を、 <u>旧上瀬谷通信施設地区に整備</u> します。
施策2	災害応急活動体制の強化	被害状況等を早期に把握するため、DX等を活用した情報受伝達体制を確保するとともに、公設消防力や災害時医療体制の強化、ライフライン事業者等との連携を強化します。

戦略の柱4：災害に強いまちづくりの推進(インフラの強靱化)

施策1	緊急輸送路等の強靱化	災害時の輸送ネットワークを強化するため、緊急輸送路等の耐震化や、広域防災拠点を軸とした緊急輸送路の再構築などを進めます。
施策2	上下水道の強靱化	災害時における給水・排水機能を確保するため、 <u>地域防災拠点等に接続する水道管・下水道管の耐震化</u> や、上水道施設及び下水道施設の更新・耐震化を進めます。
施策3	港湾施設等の強靱化	災害時における港湾機能や輸送ネットワークを確保するため、耐震強化岸壁や海岸保全施設等の整備を進めます。

## 個人備蓄の促進

支援物資が届きにくい場合でも自宅等での生活を継続できるよう、ローリングストックを基本とした水・食料等の備蓄や、トイレパック、モバイルバッテリーの確保など、個人での備えを促進するため、民間等と連携しながら周知啓発等を行います。

備える目安→3日分（できれば1週間分）

飲料水 1人当たり3リットル/日  
トイレパック 1人当たり5個/日



取組指標	3日以上の備蓄をしている家庭の割合 ①食料・飲料水 ②トイレパック		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	63.6%	85%	100%
②	34.2%	70%	100%

## マンション防災の推進

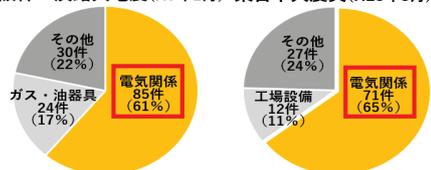
マンション等の共同住宅が市内住宅戸数の約6割を占める中、建物の特性等を踏まえた防災対策（マンション防災）を強化するため、在宅避難の有効性や、それに必要な日頃の備えなどに係る意識啓発を進めるとともに、「よこはま防災力向上マンション認定制度」による周辺地域を含めた防災力の向上を図ります。

取組指標	防災力の向上が図られたマンション等の世帯数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	11,789世帯(R5)	35,000世帯	49,000世帯

## 感震ブレーカーの設置促進

市域において大地震が発生した際、各住宅の電気の供給を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置を促進し、電気に起因する火災の防止を図ります。延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具設置補助率を100%とし、重点的に取り組みます。

阪神・淡路大地震(H7年1月) 東日本大震災(H23年3月)



取組指標	重点対策地域における感震ブレーカーの設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	31.4%*	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

過去の大震災における火災の原因の6割以上が電気に関するものとされています。電気に起因する出火を防止するには、避難時にブレーカーを落とすことが効果的です。

## 木造住宅耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するにあたり、旧耐震基準の木造住宅の建替えを加速化するため除却補助額を増額するとともに、新たに「新耐震グレーゾーン住宅<sup>※</sup>」の耐震改修制度を創設し、支援を強化します。（※1981年6月以降2000年5月末以前の旧耐震基準で着工されたもの）

あわせて、旧耐震基準の木造住宅の居住者を対象に実施している防災ベッドなどの設置補助について、新耐震グレーゾーン住宅の居住者も対象とし、設置を促進します。

取組指標	①旧耐震基準の住宅の耐震化率（推計値） ②新耐震グレーゾーン住宅の補助件数 ③防災ベッド及び耐震シェルター等補助件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	94%(R5末)	96%	98%
②	-	150件(R7～R11)	120件(R12～R15)
③	8件(R5)	150件(R7～R11)	120件(R12～R15)

## 家具転倒防止事業の拡充

家具転倒による圧死や逃げ遅れ、火災などを防止するため、自力で家具転倒防止器具の取付けが困難な高齢者や障害者のみで構成される世帯を対象に、建築士等を派遣し、取付けを支援します。従来の取組に加えて、延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具購入補助率を100%とします。

取組指標	重点対策地域における家具転倒防止器具の設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	57.3%*	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

### 小中学校体育館への空調整備加速

避難所生活における健康維持を図るため、地域防災拠点となる小中学校の体育館への空調整備を加速します。

取組指標	小中学校体育館への空調整備件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	115校/465校 (25%)	465校/465校 (100%)	-

### 災害用トイレの充実

地域防災拠点の下水直結式仮設トイレの拡充や、自治会町内会、マンション管理組合等によるマンホールトイレの設置を支援するとともに、トイレトレーラーの追加導入など、災害用トイレを充実させます。



マンホールトイレ



トイレトレーラー

取組指標	①地域防災拠点への下水直結式仮設トイレ（男性用小便器タイプ）増設 ②トイレトレーラーの配備台数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 0か所	459/459拠点 (完了)	-
② 1台	2台	-	

### 補充的避難所の機能強化や民間宿泊施設等の活用

避難所のスペース不足等に備え、地域防災拠点と同様に避難生活が可能となる補充的避難所の機能強化や、市内外の民間宿泊施設等を活用した避難先の拡充を図ります。

取組指標	民間宿泊施設との協定締結		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	- (県既存協定は有)	県ホテル組合※との協定締結(R7)協定締結先拡充	協定締結先拡充

※神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

### 備蓄物資の拡充

過去の災害等を教訓として、避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上等に必要物資を備蓄します。飲食料については、プッシュ型支援物資の到着等を考慮し、想定避難者数の3食×3日分を確保します。



栄養補助食・飲料



衛生用品  
(口腔ケアなど)



プライバシー確保  
(パーティション)



寝具  
(コットなど)

取組指標	食料・飲料水の備蓄量		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	174万食分 (避難者2食1日分)	323.1万食分 (避難者3食3日分) (完了)	維持

### 福祉避難所の受入拡充及び備蓄品の充実

高齢者や障害者など配慮を要する人が避難しやすいよう、避難所環境を整えるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の受入拡充や、民間宿泊施設等を活用した避難先の確保を進めます。あわせて、介護食など避難者の状態を考慮した備蓄品の拡充も行います。

取組指標	①福祉避難所協定締結施設数 ②介護食の備蓄		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 557施設	600施設	620施設
② 検討	全施設にいきわたる量の備蓄(20,000食)	更新	

### ペット同行・同室避難のための環境整備

ペットと暮らす方も避難所に避難できるよう、地域防災拠点に一時飼育場所を設けるための資機材を配付します。また、ペットとの同室避難場所についても、動物愛護センターなどにモデル設置を検討していきます。さらに、放浪しているペットや、様々な理由で飼い主との同行避難が困難なペットを動物救援センターに保護するため、必要な物資を整備します。



※ テント内等



※ 屋内等

取組指標	①地域防災拠点への一時飼育場所の設定 ②同室避難場所の設定 ③災害時動物救援センター（4か所）の受入体制整備		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 269/459拠点	459/459拠点	459/459拠点
② -	動物愛護センターほか順次整備	各区1か所以上	
③ 1か所整備中	4か所	4か所以上	

## 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備

旧上瀬谷通信施設地区	機能	
①～⑤機能の実施エリアは右図	①現地司令施設機能 (2.0ha)	市災害対策本部（本庁舎）指揮のもと、広域支援部隊となる自衛隊・警察・消防・医療従事者（DMAT等）の現地調整の司令塔
	②外からの広域支援部隊のベースキャンプ機能(10.2ha)	広域支援部隊(自衛隊・警察・消防)の集結・宿営拠点やヘリ離着陸場として、公園の広場や野球場等の運動施設等のオープンスペースを活用
	③物資の流通拠点機能	本市最大規模の新たな備蓄庫(建築面積4,000㎡相当) 外部からの支援物資の受け入れ拠点(建築面積5,000㎡相当)
	④防災補助機能	広域支援部隊のベースキャンプや物資の流通拠点の補助機能として、部隊の休憩や打合せ場所、物資の一時保管、市災害対策本部の代替施設等にパークセンター1、2を活用
	⑤防災体験機能	防災体験プログラムの実施等、平常時において市民の防災力向上につながる取組の実施
その他の地区		
物流地区	民間物流施設での救援物資等の受け入れや配送に係る協力など、本市の防災機能を担う施設としての連携	
観光・賑わい地区	民間事業者による帰宅困難者の受け入れや物資の備蓄など、本市の防災機能向上に繋がる取組	
交通網	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たなインターチェンジ：東名高速道路と直結した、本市の災害時ネットワークの起点となるICの整備</li> <li>○新たな交通：来街者の帰宅困難対応等、防災力強化策を実施</li> <li>○緊急輸送路：1次路線に指定</li> </ul>	

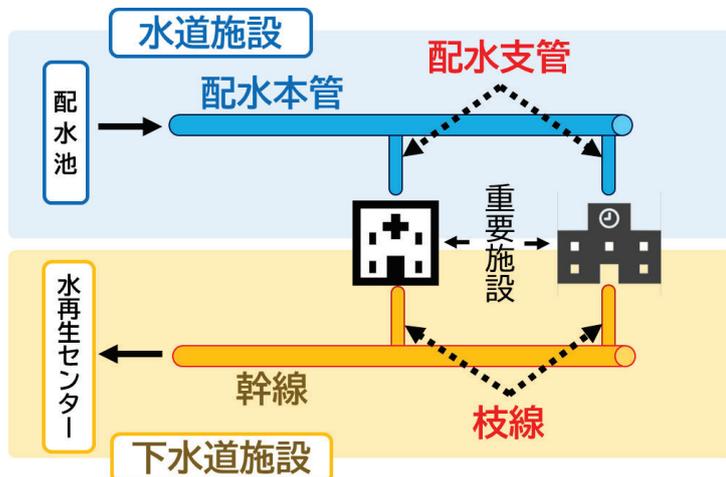


## 柱4：災害に強いまちづくりの推進(インフラの強靱化) 《取組抜粋》

### 重要施設に接続する水道管・下水道管の耐震化

重要施設（地域防災拠点、応急復旧活動の拠点となる施設、医療活動の拠点となる病院）※の上下水道機能を確保するため、重要施設に接続する水道管（配水支管）・下水道管（枝線）の耐震化を重点的に進めます。

※重要施設：地域防災拠点（459箇所）、応急復旧活動拠点（41箇所）、災害拠点病院等（116箇所）の合計616箇所



取組指標	重要施設に接続する ①水道管（配水支管）及び下水道管（枝線）の耐震化 ②水道管（配水支管）の耐震化 ③下水道管（枝線）の耐震化		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	357/616か所 (58%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
②	440/616か所 (71%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
③	478/616か所 (78%)	616/616か所 (100%)	-

※②によりR9にすべての地域防災拠点で災害直後の給水を確保  
※③によりR7にすべての地域防災拠点の枝線の耐震化が完了

市連会 4月定例会説明資料  
令和7年4月10日  
市民局窓口サービス課

## 戸籍氏名の振り仮名記載について【情報提供】

### 1 趣旨・概要

戸籍法の改正に伴って、行政手続きのデジタル化の推進等のために戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。

令和7年5月26日時点（改正法の施行日）において本籍を置く市区町村から皆様（原則として戸籍の筆頭者宛て）に振り仮名が記載された通知が発送されますので、届きましたら内容の確認をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 今後の流れ

#### (1) 令和7年5月26日から夏頃まで

各ご家庭に、戸籍に記載する予定の振り仮名がハガキで届きます。このハガキは同一戸籍にいる方全員分（1通に4名まで）の振り仮名が記載されており、戸籍内で住所が別の方がいる場合は、同内容のハガキがそれぞれの住所あて郵送されます。

#### 【通知ハガキ 表面のイメージ】

<p>料金後納郵便</p> <p>市区町村管理番号</p> <p>100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号</p> <p>法務 太郎 様</p> <p>郵便用カスタマーバーコード印刷領域</p> <p><b>【必ず開封してください】</b> 戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ</p> <p>この通知に関してご不明な点がありましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。</p> <p>(法務省HP) 二次元バーコード (〇〇市HP) 二次元バーコード</p> <p>矢印からゆっくりはがしてご覧ください</p>	<p>文書番号 令和7年 月 日</p> <p>戸籍に記載される振り仮名の通知書</p> <p>〇〇県〇〇市長 印</p> <p>戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。 届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。</p> <p>本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番</p> <p>【氏の振り仮名】</p> <table border="1"> <tr> <td>氏</td> <td>法務</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>ホウム</td> </tr> <tr> <td>氏の振り仮名の届出が可能な方</td> <td>法務 太郎 様のみ</td> </tr> </table>	氏	法務	振り仮名	ホウム	氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ	<p>【名の振り仮名】</p> <table border="1"> <tr> <td>① 名</td> <td>太郎</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>タロウ</td> </tr> <tr> <td>② 名</td> <td>京子</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>キョウコ</td> </tr> <tr> <td>③ 名</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>タダシ</td> </tr> <tr> <td>④ 名</td> <td>ゆり</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>ユリ</td> </tr> </table> <p>名の振り仮名の届出が可能な方 ①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)</p> <p>※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。</p> <p>右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voice アプリ/Uni-Voice Blindアプリ」)</p> <p>音声コード</p>	① 名	太郎	振り仮名	タロウ	② 名	京子	振り仮名	キョウコ	③ 名	正	振り仮名	タダシ	④ 名	ゆり	振り仮名	ユリ
氏	法務																							
振り仮名	ホウム																							
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ																							
① 名	太郎																							
振り仮名	タロウ																							
② 名	京子																							
振り仮名	キョウコ																							
③ 名	正																							
振り仮名	タダシ																							
④ 名	ゆり																							
振り仮名	ユリ																							

《裏面もあります。》

## (2) ハガキが届いてから令和8年5月25日まで

### ア 振り仮名が正しい場合

手続きは必要ありません。この場合、令和8年5月26日以降に自動で戸籍に振り仮名が記載されます。

### イ 振り仮名に誤りがある場合

振り仮名の届出が必要です。

※オンライン（マイナンバーカード利用）や郵送で届出可能です。詳細はお届けするハガキをご確認ください。

【届出期間】 令和7年5月26日～令和8年5月25日の1年間

## (3) 令和8年5月26日以降

すべての戸籍に振り仮名が記載されます。この日以前に、振り仮名の届出をされた方については、届出された時点で戸籍に振り仮名が記載されます。なお、戸籍に振り仮名が記載されると、本籍地の市区町村から住所地市区町村へ通知がなされ、自動的に皆様の住民票の氏名の振り仮名も記載されます。

## 4 コールセンターについて

戸籍の氏名に振り仮名が記載されることは、全国一斉に開始されます。

令和7年5月26日以降に国のコールセンターが開設されますので、ご不明点がございましたらお問合せください。

また、通知ハガキに関するお問合わせ等について、本市においても専用のコールセンターを開設します。電話番号等の詳細は、通知ハガキに記載するとともに本市ホームページに掲載する等してお知らせする予定です。

横浜市振り仮名のWEBページ

2次元コード→



市民局窓口サービス課  
担当 中澤、指宿  
電話 045-671-2176 /FAX 045-664-5295  
メール sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp

2025年5月26日 改正戸籍法施行

## 戸籍にフリガナが記載されます

2025年  
5月以降

本籍地の市区町村から  
戸籍に記載される予定の氏名の  
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナをまず確認！

誤っている場合は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年  
5月以降

通知されたフリガナが  
戸籍に記載されます

正しいフリガナが通知された  
場合は、届出をしなくても、  
戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。  
届出をしなくても罰則はありません。



戸籍制度  
マスコットキャラクター  
コセキツネ

フリガナのルールができます  
詳しくはこちら→



  
法務省  
MINISTRY OF JUSTICE

## 敬老パスの新たな取組について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

敬老特別乗車証（以下：敬老パス）は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの 70 歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。

このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】チラシ（A 4 両面の表面）について掲示板への掲出をお願いします。

掲示期間：令和 7 年 9 月 30 日まで

※貼替を希望の場合には、その旨区の高齢・障害支援課あてにご連絡ください。

### 3 新たな取組の概要

- (1) 75 歳以上で運転免許証を自主返納した人に、敬老パスを 3 年間無料で交付します  
免許証返納後の外出をお支えするため、令和 7 年 4 月 1 日以降に 75 歳以上になってから運転免許証を自主返納し、敬老パスを申請した方に、令和 7 年 10 月 1 日以降、敬老パスを 3 年間無料で交付します。

※申請には、警察署等で免許証返納時に交付される、「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

- (2) 敬老パスの対象交通機関が増えます

10 月 1 日より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、敬老パスの提示により、半額程度で利用できるようになります。

【利用できる交通機関】※今後拡大する予定

- ・四季めぐり号（旭区）
- ・こすずめ号（戸塚区）
- ・Eバス（泉区）

（運行地域にお住まいの皆様には今後改めて周知する予定です。）

### 4 敬老パスに関するお問合せ先

敬老パス問合せダイヤル

- ・電話番号：0120-206-160
- ・受付時間：毎日 8 時から 19 時まで

（休止期間：令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 6 日、令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 3 日）

健康福祉局 高齢健康福祉課

担当 正木、長嶋

電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613

メール kf-koreikenko@city.yokohama.lg.jp



令和7年10月～

75歳以上で  
令和7年4月1日以降に  
運転免許証を返納した方

# 敬老パス 3年間無料



申請時には免許返納時に交付される  
「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

横浜市 敬老パス



横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

(令和7年4月7日～令和8年3月31日まで)

# 無料交付の 対象となる方

令和7年4月1日以降に、  
**75歳以上**で

運転免許証を自主返納した方

※現在敬老パスをご利用されている方も対象になります

誕生日によって、3年間敬老パスを無料にするための  
運転免許証の返納時期が異なります。

①昭和25年(1950年)10月1日以前の誕生日の方

→令和7年4月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

②昭和25年(1950年)10月2日から昭和26年(1951年)10月1日までの誕生日の方

→令和7年10月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

注意

○自主返納以外(失効など)は無料交付の対象になりません

○普通免許や二輪免許等、複数の運転免許証をお持ちの方は、すべて返納することで対象となります

○免許証返納による敬老パス無料の申請には、期限(免許証を返納した日から2回目に到来する9月30日まで)があります。

(例)免許証返納日が令和7年5月1日の場合、申請期限は令和8年9月30日になります。

## 免許証返納から敬老パスの申請の流れ

1. 警察署または運転免許センターで運転免許証を返納する

2. 「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受ける  
※再発行できませんので、なくさないでください

3. お住まいの区役所の高齢・障害支援課で無料の申請をする  
持ち物: 申請による運転免許の取消通知書、本人確認書類(マイナンバーカード、介護保険証等)

● 現在、敬老パスを利用している方

● これから敬老パス利用する方

お使いの敬老パスで  
引き続きご利用いただけます

新しい敬老パスを  
特定記録郵便にて  
ご自宅にお送りします

敬老  
パス

とは

横浜市では、高齢者の社会参加の支援するため、70歳以上の市民の方に敬老パスを交付しています。  
敬老パスを提示することで、横浜市営バス、民営バス、金沢シーサイドライン、市営地下鉄をご利用いただけます。  
※令和7年10月より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、半額程度で利用できるようになります。

横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

(令和7年4月7日～令和8年3月31日まで)

令和7年4月  
健康福祉局  
高齢健康福祉課

区連会4月定例会資料  
令和7年4月21日  
栄土木事務所

各自治会町内会長 様

栄区栄土木事務所副所長

いたち川のみどりの保全・さくら再生事業について【情報提供】

1 事業の趣旨

いたち川の豊かなみどり・桜並木の景観を未来に引き継いでいくため、クラウドファンディング型ふるさと納税も活用し、いたち川のみどりの保全と桜並木の再生を進めます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 現状と課題

栄区のシンボルリバーであるいたち川は、近年、倒木・落枝が相次ぎ、安全確保が喫緊の課題となっています。

また、いたち川沿いは桜の名所として多くの区民に親しまれていますが、桜の病気や老朽化に伴い、管理上やむを得ず多くの桜を伐採してきました。

4 取組の方向性

- ・いたち川の樹木について、計画的診断と管理を行います。
- ・栄区制40周年に合わせ、栄区の桜の名所復活に向けた桜並木の再生を行います。
- ・これらの事業については、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施し、財源の一部として充当します。（令和7・8年度の2か年実施し、令和7年度の目標額は300万円です）

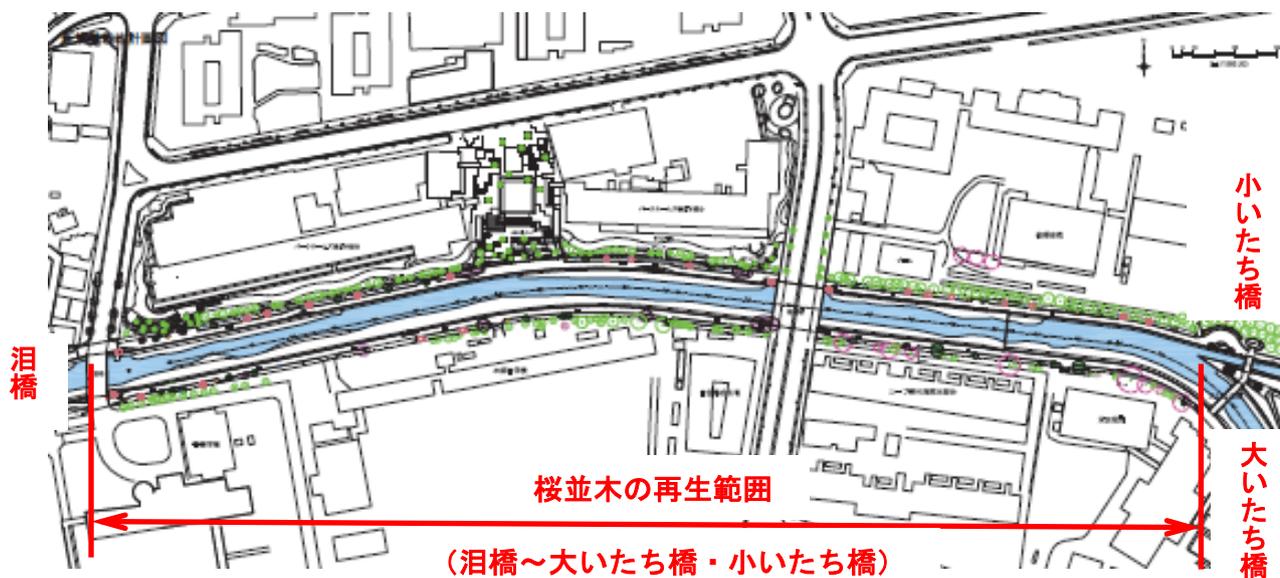
5 今後のスケジュール

- ・クラウドファンディングの募集※：令和7年 7月～9月
  - ・樹木診断等の実施：令和7年10月～令和8年3月
  - ・植栽工事の実施：令和7年12月～令和8年3月
- ※6月の区連会で改めて周知させていただきます。

■いたち川の樹木診断の範囲（R7年度）



■桜並木の再生の範囲



担当：栄区栄土木事務所

みどりの保全について 下水道・公園係 森松、小林

桜並木の再生について 道路係 榎田、山田

Eメール [sa-doboku@city.yokohama.lg.jp](mailto:sa-doboku@city.yokohama.lg.jp)

電話 045-895-1411

各自治会町内会長 様

栄区区政推進課長

「栄区の花と緑を巡ろう2025」について（情報提供）

1 情報提供の趣旨

栄区内で開催するオープンガーデンの情報や花や緑がきれいな場所を紹介するパンフレット「栄区の花と緑を巡ろう2025」を発行しました。

4月の地域振興課の配送ルートで配布いたしますので、地区定例会出席者の方への情報提供にご協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】4月の地区定例会で情報提供（パンフレットの配布）をお願いします。

【単位会長】ご承知おきください。

3 その他

パンフレットは、3月下旬から区役所等の公共施設に順次配架しています。また、栄区花いっぱい魅力づくりのホームページにも掲載しています。

【ホームページURL】

[https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/machizukuri\\_kankyo/midori\\_eco/hanasakusakae.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/machizukuri_kankyo/midori_eco/hanasakusakae.html)

担当：栄区区政推進課企画調整係

片柳、柳川

Eメール sa-kikaku@city.yokohama.lg.jp

電話 045-894-8161

市連会 4 月定例会説明資料  
令和 7 年 4 月 1 0 日  
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局  
GREEN×EXPO 推進課

## GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

令和 7 年 3 月 19 日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会」において、公益社団法人 2 0 2 7 年国際園芸博覧会協会から、会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件が発表されました。

GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いします。

### 1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 2 GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会について

添付の記者発表資料をご参照ください。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局  
GREEN×EXPO 推進課 広報担当  
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223  
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

## NEWS RELEASE

報道関係者各位

2025年3月19日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

# GREEN×EXPO 2027 開催まであと2年 主要施設の展示内容など最新の会場計画を発表 ～会場を共創する出展内定者は377件に～

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和、所在地：横浜市中区）は、GREEN×EXPO 2027（正式名称「2027年国際園芸博覧会」）の開催2年前である2025年3月19日（水）、日本橋三井ホールにて記者発表会を実施しました。会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件を発表し、会場を共創する出展内定者（テーマ営業出店を含む）はあわせて377件となりました。



空から見た GREEN×EXPO 2027 会場

## ■GREEN×EXPO 2027の最新会場計画について

GREEN×EXPO 2027における会場計画のうち、主要な施設「テーマ館」「園芸文化展示」「政府出展」の展示内容について、最新情報を公表しました。未知なる植物の力や日本の伝統的な自然観について、見て、触れて、学んでいただける展示として準備を進めています。

### ● すべての生命はつながっている。植物を中心に。（テーマ館）

地球上のすべての生命のうち、重量で82%を占める植物。テーマ館では地球を支える命の根源である植物の真の姿を、最新の映像技術と展示技術でお伝えします。また、東日本大震災の津波に耐えた陸前高田市の「奇跡の一本松」の根も展示。復興を象徴する展示であり、植物が菌類と共生する土の中の世界を最新の研究成果に基づきお伝えします。



#### <展示エリア>

「奇跡の一本松」の根を展示。植物が菌類と築く土の中のネットワークを紹介し  
ます。

### ● 江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現（園芸文化展示）

日本人が自然とともに親しんできた園芸文化。江戸期には、日本の園芸文化は世界最高水準に発達しました。園芸文化展示では、江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現します。また屋外には、江戸時代の植木屋・花屋敷を再現。春分から始まり、晩春・初夏・盛夏・初秋と植物を入れ替え、日本の園芸文化の水準の高さや自然観、季節感を体感いただけます。



< 展示エリア >

屋内展示では建築との調和を考慮した展示空間を構成し、日本の園芸文化の魅力等を発信。

● 日本の自然観を再考し、未来へ進む（政府出展）

政府出展が位置するのは、横浜市内を流れる和泉川の流頭部。この貴重な自然環境を引き継いでいくため、流頭部の自然環境を読み解き、既存の樹木や在来の植物を活用し、屋外展示では美しい風景としての「令和日本の庭」をつくりあげます。また、屋内展示ではプラネタリーバウンダリーといった地球規模の課題について、“みどり”で解決する可能性を体感・共感し、来場者が考え、ひとりひとりが取り得る行動への一歩を提案します。



< 屋外展示 >

竹林や松林といった日本の里山の風景を背景に、日本の雅を華やかに表現。

国土交通省・農林水産省提供



< 屋内展示 >

農とみどりが調和した都市～農山漁村の将来像を提示する。

国土交通省・農林水産省提供

## ■ 「Village出展」及び「花・緑出展」の内定について

新たに「Village出展<sup>\*1</sup>」に5件、「花・緑出展<sup>\*2</sup>（企業・団体・個人）」に63件、そして「花・緑出展（自治体）」に73件が内定しました。

これにより、2024年10月1日（火）に発表された内定者とあわせて、

「Village出展」に 13件、

「花・緑出展」に360件、

両出展への内定者は合計373件となりました。

- 「Village出展」第二次内定者（5件）（※五十音順）
  - ・株式会社大林組
  - ・清水建設株式会社
  - ・住友林業株式会社
  - ・東急グループ
  - ・東日本電信電話株式会社
- 「花・緑出展」第二次内定者 企業・団体・個人（63件） 別紙一覧
- 「花・緑出展」内定 自治体（73件） 別紙一覧

### ※1 Village出展とは

市民や企業など多様な参加者が、コンセプトを共有しながら「幸せを創る明日の風景」を創り上げる共創事業「Village」。その中核となる、カーボンニュートラルやネイチャー・ポジティブなど、新たなグリーン社会実現に向けた企業による出展。

### ※2 花・緑出展とは

花と緑のプロフェッショナルが、ここでしか見られない庭園や花壇、生け花やフラワーアレンジメント、盆栽、新品種・希少種など、多種多様な花・緑の作品を出展する、美と技術の競演。

## ■ 「テーマ営業出店」の内定について

「テーマ営業出店<sup>\*3</sup>」に4件が内定しました。

- 「テーマ営業出店」内定者（4件）（※五十音順）
  - ・JAグループ
  - ・株式会社丸兆
  - ・明治グループ
  - ・山崎製パン株式会社

※3 テーマ営業出店とは

共創事業「Village」において、「幸せを創る明日の風景」の創出に資する、エシカル消費や食育などをテーマとした独自の飲食や物販等、企業・団体による出店。

会場計画図ならびに Village 出展・テーマ営業出店の配置

GREEN×EXPO 2027の会場空間を共創するパートナーは「Village出展」、「花・緑出展」、「テーマ営業出店」をあわせて377件となり、多くの出展者のみなさまと一緒に魅力溢れる会場空間を準備して参ります。



※Village 出展、花・緑出展、テーマ営業出店の各内定者より個別リリースが発出されている場合がございます。



Village 出展・テーマ営業出店内定者

<前列左から>

株式会社大林組◆、住友林業株式会社◆、東日本電信電話株式会社◆、株式会社 KT グループ◆、相鉄ホールディングス株式会社◆、大和ハウス工業株式会社◆、三菱国際園芸博覧会総合委員会◆、JA グループ◇、明治グループ◇

<後列左から>

清水建設株式会社◆、東急グループ◆、鹿島建設株式会社◆、三光ソフランホールディングス株式会社◆、竹中グループ◆、東邦レオ株式会社◆、株式会社丸兆◇、山崎製パン株式会社◇

(企業・団体名のみ。敬称略。◆は Village 出展内定者、◇はテーマ営業出店内定者。)



<前列左から>

株式会社サカタのタネ、一般社団法人ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ、一般社団法人JFTD（花キューピット）、全国花みどり協会、玉川大学、一般社団法人日本植木協会、一般社団法人日本造園建設業協会、公益社団法人日本フラワーデザイナー協会、株式会社ハクサン

<後列左から>

福島県、千葉県、富山県、神戸市、福山市、高松市、熊本市

花・緑出展内定者



2年前発表会に参加された出展内定者一同

## ■主催者挨拶

### 登壇者一覧 ※敬称略

- ・会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・副会長 山中 竹春（横浜市長）
- ・副会長 黒岩 祐治（神奈川県知事）



#### 【十倉会長コメント】

GREEN×EXPOの見どころの一つとなるテーマ館や園芸文化展示、政府出展など、本博覧会の魅力の一端をご紹介します。皆様ぜひ楽しみにしていただきたい。

2年後、会場となる横浜・上瀬谷で、圧倒的な花と緑、魅力的な空間を創出し、皆様をお迎えできるよう、協会一同、関係者の皆様とともに、引き続き着実に準備を進めていく。



#### 【山中市長コメント】

GREEN×EXPOは、米軍から返還された土地の友好平和利用の象徴であり、また、国内外から参加される多くの皆様と、気候変動の課題を共有し、解決につなげるアクションを起こす場、そしてそのアクションを世界へと発信していく場。

一人一人の行動やライフスタイル、企業行動を変えていくきっかけとなるGREEN×EXPOを、ホストシティとして、皆様とともに大いに盛り上げていきたい。



#### 【黒岩知事コメント】

開催期間中のみならず、機運醸成の段階から、多様な主体が積極的に参加し、「みんなで盛り上げ、みんなで創り、みんなが参加できる万博」をめざす。

また、ミュージカルや庭園等の出展を通じ、県政の基本理念である、いのち輝く「"Vibrant INOCHI"」の実現をめざしていく。

## ●「GREEN×EXPO 2027 開催2年前記者発表会」開催概要

【日時】2025年3月19日（水）10時30分～11時15分

【会場】日本橋三井ホール

### 【登壇者】

- ・2027年国際園芸博覧会協会 会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 山中 竹春（横浜市長）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 黒岩 祐治（神奈川県知事）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 推進戦略室長 脇坂 隆一
- ・Village 出展内定者 13件
- ・テーマ営業出店内定者 4件
- ・花・緑出展内定者 16件

### 【内容】

- ・オープニングアタック映像
- ・主催者挨拶
- ・GREEN×EXPO2027 紹介映像
- ・会場計画・出展関連情報発表
- ・内定者紹介・フォトセッション

---

## 本件に関するお問合せ先

○GREEN×EXPO 2027に関すること

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

【会場計画に関すること】 企画調整部調整課 担当：田中 Tel：045-307-2068

【Village 出展・テーマ営業出店に関すること】 事業部事業企画課 担当：齋藤 Tel：045-307-2049

【花・緑出展に関すること】 出展部出展課 担当：丸山 Tel：045-307-2057

○GREEN×EXPO 2027 PR事務局（株式会社プラチナム内） 担当：星野・河村・小野

MAIL：greenexpo2027\_pr@vectorinc.co.jp

TEL：03-5572-6072 FAX：03-5572-6075

---

## GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	<a href="https://expo2027yokohama.or.jp/">https://expo2027yokohama.or.jp/</a>



公式マスコットキャラクター  
「トゥンクトゥンク」

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【Village出展】計13件(第一次内定8件+第二次内定5件)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	内定区分	No.	企業・団体名	内定区分
1	株式会社 大林組	②	8	大和ハウス工業株式会社	①
2	鹿島建設株式会社	①	9	竹中グループ	①
3	株式会社 KTグループ	①	10	東急グループ	②
4	三光ソフランホールディングス株式会社	①	11	東邦レオ株式会社	①
5	清水建設株式会社	②	12	東日本電信電話株式会社	②
6	住友林業株式会社	②	13	三菱国際園芸博覧会総合委員会	①
7	相鉄ホールディングス株式会社	①			

【テーマ営業出店】計4件

(五十音順)

No.	企業・団体名	No.	企業・団体名
1	JAグループ	3	明治グループ
2	株式会社 丸兆	4	山崎製パン株式会社

【花・緑出展(企業・団体・個人)】計287件(第一次内定226件+第二次内定63件のうち重複2件除く。一部非公表あり)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	アース製菓株式会社		①	54	一般社団法人 神奈川県園芸協会		①
2	アーティフィシャルフラワーズ協会		①	55	一般社団法人 神奈川県造園業協会	①	
3	アイバルブ・ジャパン		①	56	神奈川県立横浜瀬谷高校		②
4	有限会社 アオキ・グリーン	①		57	学校法人 神奈川大学		②
5	株式会社 赤塚植物園	①	①	58	株式会社 金沢臨海サービス	①	
6	株式会社 アジャイルエナジーX		①	59	株式会社 庭師生樹		①
7	足立原造園土木株式会社	①		60	株式会社 Kam's YOSHIDA		②
8	アトリエ十色 ※共同出展		①	61	カレンフジ株式会社	①	
9	有限会社 アミノ	①		62	有限会社 季織苑		①
10	アライグリーン株式会社	①		63	岸田園芸株式会社	①	
11	Anti kukka ※共同出展		①	64	株式会社 kinoiro	①	①
12	and now合同会社		①	65	株式会社 岐卓造園	①	
13	EPFD協会		①	66	近畿花き振興協議会 ※共同出展		②
14	生きる庭	①		67	株式会社 クォンタムフラワーズ&フーズ		①
15	池坊のいけばなを魅せる会「咲ら-SAKURA-」 ※共同出展		①	68	有限会社 グラスハウス ※共同出展	①	
16	一般社団法人 いけばな協会		①	69	株式会社 グリーンアンドアーツ	①	
17	いけばな文化振興普及協会 いけばなworks		①	70	株式会社 グリーンファーム		①
18	生駒造園土木株式会社	①		71	株式会社 グリーンフィールドプロジェクト		②
19	石井造園株式会社		①	72	株式会社 クレイ		②
20	株式会社 石勝エクステリア ※共同出展	②		73	クロダファーム		②
21	インキナ コウ		②	74	グンゼグリーン株式会社		②
22	石原産業株式会社		①	75	株式会社 Kei's ※共同出展	①	
23	株式会社 伊藤商事 ※共同出展		①	76	原色ドライフラワー研究会		①
24	イノチオ精興園株式会社		①	77	一般財団法人 公園財団		①
25	有限会社 今井ナーセリー ※共同出展		①	78	有限会社 幸徳園	①	
26	岩間造園株式会社	①		79	港南植木ガーデン・福岡造園 ※共同出展	①	
27	インターフローラルデザイナー協会		①	80	小菊盆栽芸術協会会長生会 ※共同出展		①
28	株式会社 ヴェルデ		①	81	一般財団法人 国際花と緑のセラピー協議会		①
29	株式会社 内田造園	①		82	国際雪割草協会		①
30	株式会社 内田緑化興業	②	②	83	苔むすび合同会社		①
31	内山緑地建設株式会社	①		84	小杉造園株式会社	①	
32	株式会社 エコ・ファーム鳥取		①	85	株式会社 小林園	①	
33	江崎真吾 グリーンプラザみやま	①	①	86	Comoris DAO合同会社	②	
34	特定非営利活動法人 SDGs JAPAN-TOCHIGI	②		87	これからのいけばなを考える会		①
35	ENEGGO株式会社		①	88	株式会社 サカタのタネ	①	①
36	FSブルーム株式会社	①		89	サカタのタネ グリーンサービス株式会社	①	
37	合同会社 FGL		②	90	相模庭苑株式会社	②	
38	一般社団法人 園芸学会		②	91	作庭志稲田株式会社	①	
39	公益社団法人 園芸文化協会 ※共同出展		①	92	櫻井造園土木株式会社	①	
40	園修造園	①		93	SANOYOI-咲の宵-		②
41	欧風花インスティテュート		①	94	佐橋造園		①
42	OATアグリオ株式会社		②	95	有限会社 座間洋らんセンター		①
43	大島造園土木株式会社	①		96	サントリーフラワーズ株式会社	①	①
44	オーストラリアプリザーブドフラワー協会(APA)		①	97	三楽衆 ※共同出展	①	
45	大田市場花き部代表者会 ※共同出展		①	98	JEJアステージ株式会社	①	①
46	岡田茂吉美術文化財団 神奈川支部		①	99	一般社団法人 JFTD(花キュービッド)		①
47	一般財団法人 沖縄美ら島財団	①		100	JA足利 花き部会		①
48	屋内緑化推進協議会	①	①	101	ジェービーエス製菓株式会社		①
49	一般財団法人 小原流 横浜支部		①	102	四季彩庵 ※共同出展		①
50	合同会社 オリピアス		②	103	有限会社 四季の企画社		①
51	NPO法人 ガーデンを考える会		①	104	四国庭石株式会社	①	
52	株式会社 貝塚造園・GREENCALMHOUSE・植和造園・PLANTED・田野井造園株式会社・株式会社 きたむら園 ※共同出展	①		105	シドモア桜の会 横浜		①
53	株式会社 カインズ		②	106	有限会社 清水工業ガーデン	①	
				107	株式会社 ジャクエツ	①	①

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
108	合同会社 シフトガーデニングアンドグリーン		①	177	一般社団法人 日本種苗協会		①
109	一般社団法人 ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ ※共同出展		①	178	日本樹木医学会神奈川県支部		①
		179		一般社団法人 日本造園組合連合会	①		
110	シャン フルーリー イズミ		①	180	一般社団法人 日本造園組合連合会大阪府支部		①
111	株式会社 春峰園	①		181	一般社団法人 日本造園建設業協会	①	
112	湘南造園株式会社	①		182	一般社団法人 日本造園建設業協会 神奈川県支部	②	
113	株式会社 新松戸造園		①	183	一般社団法人 日本造園建設業協会東北総支部(東北地区緑化団体協議会)	①	
114	有限会社 スープ		①				
115	株式会社 鈴木造園土木	①		184	日本ナチュロック株式会社	①	
116	株式会社 鈴鍵	①		185	日本花あしらい普及協会		①
117	合同会社 スピカ		②	186	公益財団法人 日本花の会	①	
118	住友化学園芸株式会社		①	187	公益財団法人 日本ばら会		①
119	住友林業緑化株式会社	①	①	188	一般社団法人 日本ハンギングバスケット協会		①
120	晴照造園	①		189	日本フラワー作家協会		①
121	一般社団法人 世界押花芸術協会		②	190	公益社団法人 日本フラワーデザイナー協会		①
122	摂南大学		②	191	一般社団法人 日本盆栽協会 ※共同出展		①
123	全国女性造園技術者の会		①	192	特定非営利活動法人 日本メディカルハーブ協会		①
124	全国花みどり協会		①	193	日本レミコ押し花学院・国際プレストフラワーデザイナー協会		①
125	特定非営利活動法人 全日本愛蘭会		①	194	庭工荒川・霧が丘緑舎 ※共同出展	①	
126	宣法未生流 with DAKTEN ※共同出展		①	195	庭咲桜(にわざくら)		①
127	ソアラ株式会社		②	196	庭祥 清水庵	②	
128	造園作家展組合 ※共同出展	①	①	197	株式会社 庭作す森	①	
129	草月会神奈川県支部		②	198	庭屋遠舟	①	
130	相武造園土木株式会社	①		199	庭屋mohey	①	
131	ソラフラワーズ協会 ※共同出展		①	200	株式会社 庭屋の関	①	
132	有限会社 ダイカツプラント		①	201	野村不動産株式会社 ※共同出展		②
133	株式会社 泰山園	①		202	株式会社 ハイボネックスジャパン	②	①
134	株式会社 タカシヨー	①		203	BAOBABLISS×MOTOMACHI花こ ※共同出展	②	
135	高梨庭園 ユタカ株式会社 ※共同出展	①		204	株式会社 ハクサン	①	①
136	株式会社 高山煉瓦建築デザイン	②		205	箱根植木株式会社		②
137	株式会社 竹内庭苑	①		206	一造園土木株式会社	①	
138	株式会社 田澤園	①		207	花育CasualFlowerSalon		②
139	夢科高原 パラクライングリッシュガーデン	②		208	花鏡 ※共同出展	①	
140	多肉スタイリング協会®		①	209	はなじゅく／フェリシテフラワー ※共同出展		①
141	食べるバラ農園	②		210	花と緑の研究所株式会社		②
142	玉川大学・玉川学園	①		211	一般社団法人 花の国日本協議会		①
143	地域共創 造園有志チーム ※共同出展	①		212	花屋務 ※共同出展	①	
144	一般財団法人 千葉県まちづくり公社	②		213	花LINKS株式会社		①
145	千葉大学大学院園芸学研究院		①	214	株式会社 HAMART Indonesia	①	
146	中部リサイクル株式会社 ※共同出展	②		215	株式会社 濱田園	①	
147	有限会社 DFAフローリスト資格認定協会		①	216	株式会社 ハルティン	②	
148	テクノ・ホルティ園芸専門学校		①	217	株式会社 パレ		②
149	デザインで未来を拓く！日本園芸文化研究会		①	218	株式会社 日比谷花壇		①
150	Temple Japan ※共同出展	①		219	viridiflora		①
151	天龍造園建設株式会社	①		220	株式会社 HIRO GARDENING	①	①
152	東海園株式会社	②		221	有限会社 ファイブ・アイランド ※共同出展		①
153	株式会社 東海グローバルグリーンング ※共同出展		①	222	株式会社 フィーカ	①	
154	株式会社 東京堂		①	223	株式会社 フォーシーズンズプレス		①
155	東光園緑化株式会社	②		224	ふくいちガーデン	②	
156	東都造園株式会社	①		225	合同会社 Fukunys		②
157	とう美緑化株式会社	①		226	福花園種苗株式会社		②
158	株式会社 杜若園芸	①	①	227	株式会社 富士植木	①	
159	トロッケンゲシュテック(木の美とスパイスの飾り花)協会		①	228	藤造園建設株式会社	①	
160	なか区民クラブ(元町百段公園愛護会)		①	229	フマキラー株式会社		②
161	中島 大輔		①	230	一般社団法人 ブラッサムアート協会		①
162	株式会社 並木園	①		231	株式会社 プラネット		①
163	奈良造園土木株式会社	①		232	Flower Japan実行委員会		①
164	株式会社 ナリコー		②	233	プリザービングフラワーズ協会 ※共同出展		①
165	株式会社 南神	②		234	プリザーブドフラワーショップ ラスフローレス		①
166	NICOガーデン	①		235	一般社団法人 プリザーブドフラワー全国協議会		①
167	公益財団法人 日本いけばな芸術協会		①	236	株式会社 Flos Orientalium ※共同出展		①
168	一般社団法人 日本インドア・グリーン協会		①	237	株式会社 プロトリーフ		①
169	一般社団法人 日本植木協会	①		238	ベルグアース株式会社	①	
170	日本えだもの株式会社		②	239	一般財団法人 細川流盆石		①
171	一般社団法人 日本花き生産協会		①	240	有限会社 細野植産	①	
172	公益社団法人 日本家庭園芸普及協会		①	241	堀江造園株式会社	②	
173	一般社団法人 日本華道連盟		②	242	松村工芸株式会社		②
174	日本クラフト盆栽作家協会	①	②	243	MAFD AMINO (生花デザイナーズ団体)		①
175	日本サステナブルフラワー協会	①	②	244	MAFD AMINO / ロサ夢科(有機JAS認証農園)		①
176	一般社団法人 日本皐月協会		①	245	水だけで育てる観葉植物ブランド「WOOTANG(ウータン)」		①

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
246	株式会社 ミスティックフラワー	②	①	267	横浜市立桜丘高等学校		②
247	三ヶ日みかん狩り つづさき観光	①		268	横浜庭苑株式会社	①	
248	株式会社 ミヨングループ ※共同出展	①		269	横浜花博連絡協議会	②	
249	明治大学農学部アグリサイエンス研究室	②		270	横浜ばら会		①
250	学校法人 明治薬科大学		①	271	横浜薬科大学	①	
251	株式会社 メイプル・ノブ		②	272	株式会社 米山庭苑	①	
252	MAISON DE PEONY		①	273	株式会社 ランドサット		①
253	メネデル株式会社		①	274	一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会	①	
254	もちづき植木株式会社	①	①	275	株式会社 LAND-H.A.G	①	
255	本園 卓二		①	276	リッシュコーポレーション合同会社		②
256	特定非営利活動法人 藪会	①		277	立命館大学・日本バイオ炭研究センター ※共同出展		①
257	やました園芸 ※共同出展		①	278	株式会社 竜門園	②	
258	やまやす呉藤	①		279	株式会社 緑風舎	②	
259	雪印種苗株式会社		①	280	リリープロモーション・ジャパン		①
260	株式会社 ユニバーサル園芸社	①	①	281	株式会社 ロスフィー	②	
261	横浜朝顔会		①	282	ワクワブプラント株式会社	①	
262	横浜植木株式会社	①	①				
263	横浜えびね会		①				
264	横浜華道協会		①				
265	横浜山草会		①				
266	一般社団法人 横浜市造園協会	①					

※2024年10月1日に公表した出展内定者一覧から、内容等に一部変更があります。  
 ※「企業・団体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。  
 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。  
 ※複数の企業・団体・個人等による共同出展状況は、参加申込時点の内容です。

【花・緑出展(自治体)】計73自治体(神奈川県・横浜市を除く。一部、非公表の自治体あり)

(全国地方公共団体コード順)

No.	自治体名	出展区分		No.	自治体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	北海道・(一社)北海道造園緑化建設業協会・(一社)日本造園建設業協会 北海道総支部 ※共同出展	○		26	大分県	○	○
2	青森県	○		27	宮崎県	○	○
3	宮城県・宮城県花と緑普及促進協議会 ※共同出展		○	28	沖縄県		○
4	福島県		○	29	札幌市	○	
5	茨城県	○	○	31	さいたま市	○	
6	栃木県	○	○	32	千葉市	○	
7	群馬県	○		33	川崎市	○	
8	埼玉県	○	○	34	相模原市	○	
9	千葉県	○	○	35	静岡市	○	
10	富山県		○	36	浜松市	○	○
11	石川県		○	37	名古屋市	○	
12	長野県	○	○	38	京都市	○	
13	岐阜県	○	○	39	神戸市	○	
14	静岡県		○	40	岡山市・(公財)岡山市公園協会 ※共同出展		○
15	愛知県		○	41	福岡市	○	
16	三重県	○	○	42	北九州市	○	
17	京都府	○		43	熊本市	○	
18	2027年国際園芸博覧会共同出展協議会(大阪府・大阪市・堺市) ※共同出展	○		44	大和市(神奈川県)	○	
19	和歌山県	○		45	田原市(愛知県)		○
20	鳥取県	○		46	福山市(広島県)		○
21	島根県		○				
22	岡山県		○				
23	香川県・高松市 ※共同出展		○				
24	佐賀県	○					
25	長崎県	○					

※出展は、必要な予算の成立が前提となることから出展辞退等により変更の可能性があります。  
 ※「自治体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。  
 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。  
 ※共同出展状況は、参加申込時点の内容です。

## 自治会町内会館整備について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

令和 8 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 8 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

※公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

### 3 制度について

#### （1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



#### （2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/m <sup>2</sup> かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

裏面あり

#### 4 今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和7年7月7日（月）です。  
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。  
（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）
- ・令和8年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和8年3月末頃の予定です。

#### 5 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】令和7年7月7日（月）

#### 6 その他

- (1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

区連会4月定例会資料 令和7年4月21日 総務課
--------------------------------

## 栄区制40周年記念事業実行委員会の取組について（情報提供）

### 1 趣旨

栄区は、令和8年11月3日に区制40周年を迎えます。この節目を区民の皆さま、関係機関の皆さまとともに祝いするため、「栄区制40周年記念事業実行委員会」を立ち上げました。

この度、令和7年3月21日開催の第1回栄区制40周年記念事業実行委員会において、『キャッチフレーズ』が決定しましたのでご報告させていただくとともに、『栄区制40周年記念事業ウェブページの公開』について、情報提供させていただきます。

今後、事業の企画・検討を進めてまいりますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 添付

記者発表資料「栄区制40周年に向けて動き出します！」（令和7年4月17日発表）

担当：栄区総務課

川嶋

Eメール sa-somu@city.yokohama.lg.jp

電話 045-894-8311

# 栄区制40周年に向けて動き出します！ ～キャッチフレーズは「つながる、ひろがる、さかえる」～

栄区は、令和8年11月3日に区制40周年を迎えます。令和7年3月21日には、日頃から区内で活躍している地域・関係団体からなる栄区制40周年記念事業実行委員会を立ち上げました。第1回実行委員会において、40周年の目的を表すキャッチフレーズ「つながる ひろがる さかえる」や事業計画を決定しました。今後、ロゴマークの制定など機運の醸成を図るとともに、記念事業を企画・検討していきます。ぜひ、ご期待ください！

## 栄区制40周年記念事業の目的

栄区制40周年という節目を、区民、団体、企業、行政が一体となって祝い、次の3つの想いを大切に、記念事業を展開していきます。

- 豊かな自然や栄区を築いてきた先人たちに感謝の意を表します
- 栄区への愛着や誇り、地域のつながりや絆を深めます
- 誰もが住みたい、住み続けたいと実感できる笑顔と活気あふれるまちを次の世代に引き継ぎます

## キャッチフレーズ

# 「つながる ひろがる さかえる」

“栄区の自然や先人たちに感謝をしながら、大好きな栄区への想いや地域のつながりをより深め、そのつながりが未来に向けてひろがっていくことで、栄区らしくこの先もさかえていこう”という想いを込めて、キャッチフレーズを決定しました。

## 栄区制40周年記念事業ウェブページの公開！

周年事業に関するウェブページを公開しました。  
順次更新していきますので、ぜひご覧ください。

栄区制40周年

検索



### ▶ 6月1日からロゴマークのデザインを募集します！

40周年を祝うシンボルとして、ロゴのデザインを募集し、区民投票により制定します。

デザイン募集：区内在住・在学の小中高校生

区民投票：区内在住・在学・在勤者

詳細は6月1日にウェブページで公開します(予定)。

栄区いち川マスコット  
「タッチーくん」



お問合せ先

栄区制40周年記念事業実行委員会事務局長（栄区総務課長）

金子 強

Tel 045-894-8310



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



## 令和7年度栄区連合町内会役員の選任について

※敬称略

役職名	氏名 (地区)
会長	細田 利明 (本郷中央連合町内会自治会長)
副会長	芦川 弘 (上郷東連合町会長)
幹事	田中 健次 (小菅ヶ谷連合町内会自治会長)
幹事	指田 弘 (笠間連合町内会自治会長)
幹事	豊田 孝有 (本郷第三連合町内会長)
会計監査	横川 恵 (豊田連合町内会自治会長)
会計監査	三原 一郎 (上郷西連合町会長)

## 令和7年度 各地区連合町内会長の兼務する各種団体の委員等

各種団体名	役職名	就任者 (敬称略)
栄区社会福祉協議会	理事	田中
	評議員	横川・豊田
神奈川県共同募金会 栄区支会	支会長	細田
	副支会長	豊田・三原
	委員	田中・芦川 横川・三原
栄区社会福祉協議会 さかえふれあい助成金 配分審査会	委員	細田・芦川
日本赤十字神奈川県支部 横浜市地区本部 栄区地区委員会	副委員長	田中
	監事	三原・芦川
	委員	細田・豊田 横川・指田
栄区社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会	委員	横川
栄区更生保護協会	副会長	細田
	監事	三原
栄区明るい選挙 推進協議会	副会長	芦川
	委員	三原
栄区地域と学校の協働事業推進協議会	会長	指田
栄防犯協会	会長	横川
	副会長	指田
	監事	豊田
	理事	細田・芦川・田中・三原
NPO法人さかえ区民活動支援協会	理事	田中
栄交通安全協会	理事	指田
読書活動推進連絡会議	委員	横川

# 令和6年度 栄区連合町内会 収 支 決 算 書

資料No.18

区連会 4 月定例会資料

令和 7 年 4 月 21 日

区 連 会 事 務 局

収入合計額      2,000,540 円  
 支出合計額      1,938,463 円  
 差引残高              62,077 円

自 令和6年4月1日  
 至 令和7年3月31日

(市への返還金 62,077円)

## 1 収入の部

項 目	予算額	決算額	差額	説 明
1 補助金	2,000,000	2,000,000	0	
(1)団体運営費	1,100,000	1,100,000	0	
(2)加入・活性化 促進事業費	900,000	900,000	0	
2 雑収入	12	540	528	利息
<b>合 計</b>	<b>2,000,012</b>	<b>2,000,540</b>	<b>528</b>	

## 2 支出の部

項 目	予算額	決算額	差額	説 明
1 会議費	43,200	43,260	△ 60	
(1)会議費	43,200	43,260	△ 60	定例会コーヒー代
2 事務費	116,000	114,312	1,688	
(1)消耗品費	80,000	114,312	△ 34,312	コピー用紙等事務用品
(2)通信費	32,000	0	32,000	
(3)使用料	4,000	0	4,000	
3 人件費	752,000	530,916	221,084	
(1)アルバイト費	752,000	530,916	221,084	1名雇用
4 事業費	1,088,812	1,249,975	△ 161,163	
(1)事業費	1,078,659	1,213,580	△ 134,921	ホームページリニューアル      286,000 加入促進動画の掲出(バス広告)      92,400 加入促進マップの作成              198,000 加入促進デザイン作成              73,260 加入促進紙袋作成                  304,920 旧ホームページ運用経費              88,000 区民まつり広告協賛                  50,000 ロードレース広告協賛                50,000 ヤングフェスティバル広告協賛      21,000 中学校対校駅伝大会広告協賛      50,000
(2)諸支出金	10,153	36,395	△ 26,242	負担金(栄暴力団排除協議会会費、横浜市社会協議会会費)、振込手数料
6 予備費	0	0	0	
(1)予備費	0	0	0	
<b>合 計</b>	<b>2,000,012</b>	<b>1,938,463</b>	<b>61,549</b>	

## 令和6年度 栄区連合町内会 事業報告書

項 目	実施内容
1 定例会議	<p>○栄区連合町内会定例会（区連会） 年10回開催 （原則13時30分～15時00分開催）（8月及び12月は休会） 令和6年4月22日（月）、5月20日（月）、6月20日（木）、7月22日（月）、 9月20日（金）10月21日（月）、11月20日（水） 令和7年1月20日（月）、2月20日（木）、3月21日（金）</p>
2 研修会	<p>○新任自治会町内会長副会長等研修会（6月8日（土）） ・自治会町内会の運営方法や各種補助金の申請手続きなど</p>
3 懇親会	<p>○新年度懇親会の開催 ・令和6年6月20日（木） ○新年懇親会の開催 ・令和7年1月20日（月）</p>
4 加入・ 活性化 促進事業	<p>○加入促進チラシ（デザイン）作成 自治会町内会掲示板へ掲示（3月） ○加入促進動画放映 令和7年3月1日～令和6年3月31日 神奈中バス車内デジタルサイネージ ※横浜営業所50台、戸塚営業所50台 ○加入希望者対応、転入者へのパンフレット配布（通年） ○栄区連合町内会旧ホームページの運用（通年） ○栄区連合町内会ホームページをリニューアル（3月末） ○区内イベントへの協賛・広告掲出 ・令和6年11月3日（日）栄区民まつり ・令和7年3月16日（日）SAKAE ヤングフェスティバル ・令和7年3月16日（日）栄区中学校対校駅伝大会（中止のため7年度に繰越） ・令和7年3月30日（日）栄区民ロードレース大会</p>
5 諸支出金	<p>○横浜市社会福祉協議会会費 ○栄暴力団排除協議会会費</p>

# 令和6年度 栄区連合町内会 収 支 決 算 書 【その他事業分】

自 令和6年4月 1日  
至 令和7年3月31日

収入合計額      **43,043 円**  
 支出合計額      **30,560 円**  
 差引残高        **12,483 円**(令和7年度へ繰越)

## 1 収入の部

項 目	予算額	決算	差額	説 明
1 会費	0	0	0	
2 負担金	0	0	0	
3 繰越金	41,780	41,780	0	
4 雑収入	0	1,263	△ 1,263	研修食糧費返還、預金利息
<b>合 計</b>	<b>41,780</b>	<b>43,043</b>	<b>△ 1,263</b>	

## 2 支出の部

項 目	予算額	決算	差額	説 明
1 事業費	0	30,560	△ 30,560	
(1)懇談会費	0	0	0	
(2)慶弔費	0	5,500	△ 5,500	表彰祝い花束
(3)その他	0	25,060	△ 25,060	研修会等に伴う食糧費
2 事務費	0	0	0	
(1)事務費	0	0	0	
3 予備費	41,780	0	41,780	
(1)予備費	41,780	0	41,780	
<b>合 計</b>	<b>41,780</b>	<b>30,560</b>	<b>11,220</b>	

※本会計は繰越金がなくなり次第終了します

# 令和7年度 栄区連合町内会 収 支 予 算 書

収入合計額 **2,000,540** 円  
 支出合計額 **2,000,540** 円      自 令和7年4月 1日  
 差引残高 **0** 円                      至 令和8年3月31日

## 1 収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	説 明
1 補助金	2,000,000	2,000,000	0	
(1)団体運営費	1,100,000	1,100,000	0	
(2)加入・活性化促進事業費	900,000	900,000	0	
2 雑収入	540	12	528	利息
<b>合 計</b>	<b>2,000,540</b>	<b>2,000,012</b>	<b>528</b>	

## 2 支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	説 明
1 会議費	46,200	43,200	3,000	
(1)会議費	46,200	43,200	3,000	定例会コーヒー代
2 事務費	136,000	116,000	20,000	
(1)消耗品費	100,000	80,000	20,000	コピー用紙等事務用品
(2)通信費	32,000	32,000	0	
(3)使用料	4,000	4,000	0	
3 人件費	600,000	752,000	△ 152,000	
(1)アルバイト費	600,000	752,000	△ 152,000	1名雇用
4 事業費	1,218,340	1,088,812	129,528	
(1)事業費	1,178,340	1,078,659	99,681	加入促進費(マップ作成、紙袋作成、デジタルサイネージ掲出等) 875,340 ホームページの運用 132,000 協賛広告 171,000
(2)諸支出金	40,000	10,153	29,847	負担金(栄暴力団排除協議会会費、横浜市社会福祉協議会会費)、振込手数料
6 予備費	0	0	0	
(1)予備費	0	0	0	
<b>合 計</b>	<b>2,000,540</b>	<b>2,000,012</b>	<b>528</b>	

## 令和7年度 栄区連合町内会 事業計画書

項 目	実施内容
1 定例会議	<p>○栄区連合町内会定例会（区連会） 年10回開催 （原則13時30分～15時00分開催）（8月及び12月は休会） 令和7年4月21日（月）、5月20日（火）、6月20日（金）、7月22日（火）、 9月22日（月）、10月20日（月）、11月20日（木） 令和8年1月20日（火）、2月20日（金）、3月23日（月）</p>
2 研修会	<p>○新任自治会町内会長副会長等研修会 ・5月17日（土） 栄区区役所新館4階8・9号会議室 ・主な対象者：令和7年度新任自治会町内会長、副会長等</p>
3 懇親会	<p>○新年度懇親会の開催（予定） ・令和7年5月20日（火） ○新年懇親会の開催 ・令和8年1月20日（火）</p>
4 加入・ 活性化 促進事業	<p>○加入促進啓発 ・デジタルサイネージを活用した動画放映 ・加入促進物品の作成等 ○加入希望者対応、転入者へのパンフレット配布（通年） ○栄区連合町内会ホームページの運用（通年） ○区内イベントへの協賛（令和7年4月21日現在の予定） ・令和7年11月上旬 栄区民まつり ・令和8年1月初旬 栄区民ロードレース大会 ・令和8年3月中旬 栄区中学校対校駅伝大会 ・令和8年3月中旬 SAKAE ヤングフェスティバル</p>
5 諸支出金	<p>○横浜市社会福祉協議会会費 ○栄暴力団排除協議会会費</p>

# 令和7年度 栄区連合町内会 収 支 予 算 書 【その他事業分】

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

収入合計額 12,483 円

支出合計額 12,483 円

差引残高 0 円

## 1 収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	説 明
1 会費	0	0	0	
2 負担金	0	0	0	
3 繰越金	12,483	41,780	△ 29,297	
4 雑収入	0	0	0	
合 計	12,483	41,780	△ 29,297	

## 2 支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	説 明
1 事業費	0	0	0	
(1)懇談会費	0	0	0	
(2)慶弔費	0	0	0	
(3)その他	0	0	0	
2 事務費	0	0	0	
(1)事務費	0	0	0	
3 予備費	12,483	41,780	△ 29,297	
(1)予備費	12,483	41,780	△ 29,297	
合 計	12,483	41,780	△ 29,297	

※本会計は繰越金がなくなり次第終了します

区連会 4月定例会資料 令和7年4月21日 区連会事務局
------------------------------------

## 令和6年度栄区連合町内会後援・協賛行事について（報告）

令和6年度に栄区連合町内会が後援・協賛した行事について報告します。

### 【後援】

※全て栄区役所も後援をしている行事です。

行事名	団体名	開催日	場所
栄フィルハーモニー交響楽団 サマーコンサート	栄フィルハーモニー 交響楽団	令和6年7月28日（日）	栄公会堂
栄区民芸術祭 2024	栄区文化協会	令和6年11月25日（月）	栄公会堂 栄区民文化セン ターリス
第11回さかえ吟詠大会	栄区吟詠協会	令和6年11月30日（土）	栄公会堂
栄区子ども会書道展	栄区子ども会連絡協 議会	令和7年2月16日（日）	栄区 社会福祉協議会 内
さかえ春の文化祭	栄区文化協会	令和7年3月24日（月）	栄公会堂 栄区民文化セン ターリス

### 【協賛】

行事名	団体名	開催日	内容
第25回栄区民まつり	栄区民まつり実行委員 会	令和6年11月3日（日）	協賛金 50,000 円
第35回栄区民ロードレース 大会	栄区民ロードレース大 会	令和7年3月30日（日）	協賛金 50,000 円
SAKAE ヤングフェスティバル	SAKAE ヤングフェステ ィバル実行委員会	令和7年3月16日（日）	協賛金 21,000 円
栄区中学校対抗駅伝大会	栄区中学校対抗駅伝大 会実行委員会	令和7年3月16日（日） ※中止	協賛金 50,000 円

担当 栄区連合町内会事務局（栄区地域振興課内）

出丸、三國

電話 894-8391 FAX894-3099

Eメール sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp